第27回軽米町議会定例会平成29年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

平成30年 9月10日 (月) 午前10時00分 開 会

議事日程

議案第 1号 平成29年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(13名)

1番 中 里 宜 博 君 2番 中 村 正 志 君 3番 \blacksquare 村 せ 0 君 4番 川原木 芳 蔵 君 5番 上 Щ 志 君 坂 久 人 君 勝 6番 舘 屋 大 税 君 7番 茶 隆 君 8番 村 君 9番 松 浦 満 雄 君 10番 本 田 秀 多 門 細谷地 君 古 機智男 君 11番 12番 舘

13番 山 本 幸 男 君

議 長 松 浦 求 君(同席)

○欠席委員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 Щ 本 賢 君 副 町 長 藤 Ш 敏 彦 君 靖 総 務 課 総 括 課 長 吉 出 君 総務課企画担当課長 梅 木 勝 彦 君 総務課総務担当課長 君 小笠原 達 夫 会計管理者兼税務会計課総括課長 小笠原 亨 君 税務会計課課税担当課長 福 島 貴 浩 君 税務会計課収納 • 会計担当課長 篤 君 松 山 町民生活課総括課長 Ш 君 島 康 夫 町民生活課総合窓口担当課長 君 福 田 浩 司 町民生活課町民生活担当課長 坂 本 修 君 健康福祉課総括課長 下 君 坂 浩 志 健康福祉課福祉担当課長 角 田 貴 浩 君 健康福祉課健康づくり担当課長 西 昇 君 大 産業振興課総括課長 林 小 浩 君 産業振興課農政企画担当課長 長 瀬 設 男 君 産業振興課農林振興担当課長 脇 邦 昭 君 日 産業振興課商工観光担当課長 畑 中 幸 夫 君 地域整備課総括課長 川原木 純 君 地域整備課環境整備担当課長 江刺家 雅 弘 君 地域整備課上下水道担当課長 中 村 勇 雄 君 再生可能エネルギー推進室長 表 表 景 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 表 新 育 委 員 会 教 育 委員会事務局生涯学習担当次長 長 長 貴 会 事 務 局 長 貴 会 事 務 局 長 世 蛮 委 員 事 務 局 長 監 蛮 委 員 事 務 局 長

戸田沢 光 彦 君 川原木 純 二 君 菅 波 俊 美 君 堀 米 豊 樹 君 工藤 薫 君 大清水 敬君 吉 岡 靖君 小 林 浩 君 竹 下 光 雄 君 小 林 千鶴子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 主 査 小 林 千鶴子 君 鶴 飼 義 信 君 _____

◎開会及び開議の宣告

○委員長(松浦満雄君) ただいまから平成29年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査 特別委員会を開会します。

この委員会は、本日から13日までの予定です。皆さんの慎重な審議をよろしく お願いいたします。

きょうの出席者は13人全員であります。定足数に達しておりますので、会議は 成立しました。

(午前10時00分)

○委員長(松浦満雄君) それでは、早速審議のほうに入らせていただきます。

審議の方法については、議案第1号から議案第12号までの提案説明及び監査委員の決算審査の意見も本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審議することにしたいと思います。議案12件の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することといたします。このような進め方でいいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(松浦満雄君) 異議なしと認めます。

それでは、早速委員長は交代、副委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

[委員長、副委員長と交代]

○副委員長(茶屋 隆君) 大変恐縮ですけれども、委員長のほうからそういうふうに言 われましたので、副委員長の私が進行を務めさせていただきます。

まず注意事項に関しましては、いつもと同じようにということでよろしくお願い したいと思います。

◎議案第1号の審査

〇副委員長(茶屋 隆君) それでは、議案第1号 平成29年度軽米町一般会計歳入歳 出決算の認定についての審査に入りたいと思います。

歳入、歳出の順で質疑をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 はい、中村委員。

○2番(中村正志君) 歳入歳出に入る前に、全体的なことといいますか、本会議で代表 監査委員のほうから提出されました意見書があったわけですけれども、意見書の内 容について全体的な部分だと思うので、その内容についてちょっとお伺いしたいと 思いますけれども、いかがでしょうか。 ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員からこのような……

[「委員長」と言う者あり]

- ○11番(細谷地多門君) 今の中村委員の要求というのか要望、わからないわけではないのですが、進めていきながら、そして聞いてもらったほうがいい。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員のほうからは、議案に入る前に監査委員の意見書に ついて説明していただきたいというような要望がありました。
- ○2番(中村正志君) 説明ではないですけれども、このことについて……
- ○副委員長(茶屋 隆君) そのことについて最初に……
- ○2番(中村正志君) まず全体的なことだと思うので……
- ○副委員長(茶屋 隆君) 全体的なことなので、取り上げてやってほしいという要望が ありましたけれども、どのようにしたらよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) ここの場で議案第1号に入る前にやっても差し支えないので あれば、そのようにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) それでは、そのような形で進めていきたいと思いますので、 よろしくお願いします。

それでは、監査委員から監査意見が本会議で説明されましたが、そのことについて何か全体的な部分で質問等あれば、中村委員。

○2番(中村正志君) 先日意見書のほう発表いただきました。意見書の中の2ページの 部分ですけれども、2点ばかしちょっと、監査委員から聞くのではなく、監査委員 の内容については、それぞれ町長以下課長等も聞いていると思いますので、それを 受けてどのようにそれについてお感じになって今後どのように対応していこうとし ているのかということについてちょっとお伺いしたい。

まず1つ目は、各団体等への補助金に当たってというところがあるわけですけれども、それの受益者の中に施設を利用している者と利用していない者がいる場合、受益者負担の公平性の観点から利用している場合には応分の負担を求める等の指導を行った上での補助金支出に努めていただきたいという意見があるわけですけれども、多岐にわたっての補助金があるかと思うわけです。私も団体等に補助金をいただいて活動していることもあるので、その中で活動している者としてどのような内容として受け取られて、それをどのように今後対応しようとしているのか。総務課長でもいいですし、担当でもいいですけれども、その辺、この文面についてどのように受けとめたかをお伺いしたい。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 監查委員、竹下光雄君。
- ○監査委員(竹下光雄君) ただいまの中村委員の私どもが平成29年度の決算審査を行

ったときの所感についての一部分について、ただいま委員からもお話があったように、この部分については、ほかの皆さんも同じだかと思うのですけれども、抽象的でわかりづらいという部分はあろうかと思います。これは、担当課にお話を申し上げているわけでございますが、団体等の名称であるとか別にして、特にこのことに関して補助金の額であるとか、支出の方法がおかしいとかという類いのもので個々に申し上げた事項ではございません。ただ担当課から今までの補助金の経過でありますとか、今の補助金の支出方法について意見を交わした中でこういった受益者のほうの利用する側のほうが一般的には、世の中は利用すれば利用料金とかというふうなことでご負担をいただいているわけでございますので、その辺については、補助金を受ける団体ともご意見をお聞きしながら補助金のあり方について指導をいただきたいというのがここに申し上げた趣旨でございますので、内容につきましては、これは産業振興課の農林水産業費の関係でございますので、そういったことを一言申し上げて終わりたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 竹下代表監査委員のほうから説明ありましたけれども、それ でよろしいでしょうか。
- ○2番(中村正志君) それについて担当課のほうではどのように考えていますか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) それでは、担当課の産業振興課総括課長、小林浩君。
- ○産業振興課総括課長(小林 浩君) 今の監査委員から申し上げたのは、八戸平原の関係の水の利用に当たる部分でございます。現在は水を使われている方から、その水の料金を使った分の、どれだけ使ったかというメーターとかもついているわけではございませんので、受益者の方が利用したい方は利用している状況でございます。その部分について今後何らかを検討する必要があるのではないかというふうに担当課では受けとめております。これにつきましては、八戸、階上、種市、軽米で協議会をつくっているわけでございますし、軽米町は、その施設の維持管理負担金につきまして土地改良区を経由した上で協議会のほうに納めております。この三者等を含めて今後検討をしていかなければいけない事項なのかなと受けとめております。以上です。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 今の件については、私もそんなに団体についてはちょっと詳しくないので、それはそれでいいのですけれども、ただ私この文面を見たときに、自分も実際に活動している例えば体育協会だとか、文化協会とかという社会教育団体等は、実際に町からも補助金いただいて活動している団体でもある。それらの団体が施設を利用するときに減免対象になって使用料無料として使っているというふうなことがあったので、そのことも指しているのかなというふうにちょっと感じたので、そうなれば非常に大きな影響が出てくるかなと思ったので、今の質問をさせていた

だいたということです。それらについては、特に問題はないというふうに確認して よろしいでしょうか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 監査委員、竹下光雄君。
- ○監査委員(竹下光雄君) 各団体等にはいろんな補助金を支出しているわけでございますが、先ほど申し上げましたように、従来からもあったようなことで今回平成29年度分でご指摘というか、所感といいますか、意見を述べさせたというのは産業振興課部分のことでありまして、それ以外の部分につきましては、特に私どもは支出方法についてどうのこうのという案件はございませんでしたので、そのことをお伝え申し上げます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) それでは、今の件についてはよろしいです。ありがとうございま した。

もう一点、次のところに職員採用のことが書かれております。その件については、これまでの議会の中でも何回かいろいろ状況を教えていただいたりしていたわけですけれども、実際こういう事態が起きているということを何かやはりやり方を変えなければならない状況になっているのではないのかな。選考方法等も含めてというふうなのは、大きな課題としてもう昨年度の時点で挙げられていると思うのですけれども、ただことし実際にもう来年度の職員採用も募集しているという状況であれば、これらも監査委員からの指摘もあるし、これまでの町としての反省点もあるかと思うのです。それらを踏まえて今年度の職員採用は改善点が見出されてきているのかということをちょっと確認したいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 中村委員の職員採用の件について回答申し上げます。

職員採用につきましては、中村委員おっしゃるとおり、昨年度も例えば採用試験の前倒し等を実施してはいかがというふうな具体的なご提案等もいただきながら検討したところでございます。当方におきましても、他の団体等を参考にしながら、例えば当初から2回に分けての採用をしてはどうか等を検討したところでございます。ただその効果についてなのですけれども、例えば前倒しをして実施したとしても、採用、内定後の拘束力がないというのが一つ。それと、余りにも早いと高校生を対象にできない。それとあと例えば4月前の段階で採用してはどうかというふうなことも検討はしましたけれども、そうすると、それにつきましても現役の学生、高校生等は対象にできないという、そういったことがございまして、最終的には、本年度は昨年と同様の方式としているところでございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) いろいろ難しい問題だというふうなことを物語っているのかなと

いうふうに感じましたけれども、その中の根底の中に今テレビなんかでも就職戦線というふうなことで相当いろいろな競争が激化しているなというふうなことを感じるわけですけれども、やはりその中に軽米町の役場としての魅力という部分が一番大きな問題ではないのかな。軽米の役場に入って仕事をしたいという意欲がちょっと薄いということが一つの大きな課題として考えられるのかなというふうなことも思うわけですけれども、その辺のところも含めて、やはりもっと、ただ単なる採用試験のあり方だけではない、もっと大きな問題として捉えるべきではないのかなということ。

あともう一つ、あるところでちょっと会話している中で言った中では、役場の魅力ということだけでなく、軽米町に住みたいか、住みたくないかという、軽米町の魅力という部分でちょっと乏しいのではないか。軽米にいたくないから軽米を避けるのだというふうな考え方もあるのではないかというふうな人もいました。だから、そういうふうなことでやはり採用試験のあり方だけではなく、もっと大きな角度で課題を探して対応していくべきではないかなというふうに感じるわけですけれども、ことしはことしでいいとは思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 軽米の魅力自体がどうかということでございますが、 そのようなことも要因としては考えられるわけです。その辺につきましても、軽米 の魅力ということにつきましては、すなわち役場としての例えば総合戦略等を初め とする事業等、いかに魅力を通じて、いかに魅力発信等に努めていくかというふう なことにもなろうかと思います。以前から軽米は、情報発信が余り上手ではないと いうふうな言われ方をしておりましたけれども、そのものにつきましても、今後改 善をしてまいりたいというふうに思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) あとこのことに関して何もなければ、議案の審議に入りたい と思いますけれども。

それでは、議案第1号 平成29年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に入りたいと思います。

歳入は一括で、歳出は款ごとに進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) それでは、歳入全般について補足説明があれば説明してもら いたいと思います。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 平成29年度の歳入につきましては、招集日、本会議 におきまして、その概略を説明させていただいたところですけれども、また補足的 な説明にはなりますが、歳入の状況についてご説明申し上げたいと思います。

まず決算書のほう11ページ、12ページになりますが、まず自主財源である町税でございます。町税につきましては、平成29年度は8億4,396万3,000円ということで、昨年度と比較して6,764万円の増となってございます。税目別に主なものを申し上げますと、個人町民税が773万5,000円増となってございます。法人町民税につきましては538万円の減、固定資産税につきましては、これは国有資産等も含みますけれども6,230万8,000円の増、軽自動車税につきましては49万3,000円の増、たばこ税につきましては248万7,000円の増となってございます。

続きまして、ページにつきましては、15、16ページをお開きいただければと思います。地方交付金につきましてもご説明申し上げておりますけれども、その減額の状況でございますが、地方交付税は平成29年度が28億8,564万5,000円、平成28年度が29億5,899万7,000円だったので7,335万2,000円の減となっております。普通交付税が3,586万3,000円の減、特別交付税が3,446万9,000円の減。震災復興特別交付金が302万円の減というふうになったものでございます。

続きまして、国庫支出金なのですけれども、国庫支出金については、23、24ページ以降になります。国庫支出金につきましては、平成29年度が8億3,197万7,000円、平成28年度が4億2,906万7,000円でしたので、4億291万円の増となっています。主な要因といたしましては、公共土木施設災害復旧費負担金の3億6,036万2,000円の皆増あるいは地方創生拠点整備交付金の6,076万6,000円の皆増等が主な要因となっております。

県支出金につきましては、27ページ、28ページ以降になります。県支出金につきましては平成29年度が4億5, 279万7, 000円、平成28年度が3億1, 159万5, 000円でしたので1億4, 120万2, 000円の増となっていますが、これにつきましても災害復旧費県補助金の1億1, 950万5, 000円の皆増、あとは岩手県携帯電話等エリア整備事業費補助金の2, 623万6, 000円の増というものでございます。

続きまして、繰入金になります。失礼しました先に寄附金のほう、17款になります。ページは37ページ、38ページ以降になります。寄附金につきましては、平成29年度が6,019万1,000円、平成28年度が4,751万7,000円で1,267万4,000円の増となっております。ふるさと納税の支援寄附金が450万4,000円の増、そのほか一般寄附金の増等によるものでございます。繰入金につきましては、その続き、18款になります。平成29年度が2億6,437万7,000円、平成28年度が5億1,844万8,000円でしたので

2億5,407万1,000円の減となっております。主な要因といたしましては、 財政調整基金からの繰入金が2億5,800万円の減等が主な要因となっております。

続きまして、繰越金でございますけれども、繰越金は次の39、40ページになります。款は19款になります。平成29年度が5億900万9,000円、平成28年度が2億4,134万8,000円でありましたので266,766万1,000円の増となっております。

続きまして、町債でございますが、平成29年度が8億5,720万円、平成28年度が8億4,640万円でしたので1,080万円の増となっております。この町債につきましても、平成28年度の台風災害に係る補助、災害復旧事業債6,320万円、あとは町民体育館の大規模改修等による過疎対策事業債の1億580万円の増等によるものとなっています。

歳入全般については、以上でございます。

○副委員長(茶屋 隆君) 歳入全般について説明がありました。

これから質疑に入ります。質疑ありますか。

古舘委員。

○12番(古舘機智男君) 質問いたしたいと思います。

町税の関係ですけれども、全体的に中央経済というか、そういう中でふえた背景というか、理由とかというのをちょっと固定資産税等々についてその背景の説明をお願いします。

それから、もう一つ、たばこ税もそうなのですけれども、一般的にたばこを吸う人が少なくなったりして、たばこ税によって単価が高くなって、その背景についてもたばこ税の収入がふえるというのはどういう背景なのかなという、そのことについて説明をお願いします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- ○税務会計課総括課長(小笠原 亨君) 古舘委員のご質問にお答えします。

町税がふえた要因ということで固定資産税のお話がありましたけれども、これは 3月の臨時議会でもお話しをさせていただきましたけれども、償却資産、バイオマ ス発電の分あるいは養鶏場、家屋の新築分、それらが大きな要因となっております。

あとたばこ税に関しましては、町内でたばこを取り扱いしている販売業者が大体30軒ぐらいあります。その中には、当然コンビニも入っていますし、あとはスーパーとか、そういうふうなのも含まれておりますので、そういうふうに買い求めるところがふえているというか、そういうふうなところがあるということで町内のコンビニとかを利用して、そのときに一緒にたばこを買っているのではないかというふうに、そんなことから増ということになったと思われます。

以上です。

- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしいでしょうか。あと質疑ありませんか。 細谷地委員。
- ○11番(細谷地多門君) 46ページなのですが、町債部分でデジタル行政無線の整備事業、このことについてそれぞれの集落を何年かに分けてデジタル化に順次進めていきたいというふうなことなのですが、前にも説明もらったような気がするのですが、再度どのような進捗状況か。そしてあと今進捗率はどれぐらいでしょうか、現在。あと難聴地域で解消に努めなければならないというふうなところはどれぐらいあるかということをお知らせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、携帯電話、便利で離せない、誰しもが持っている、今やもう必需品なわけですが、なかなかつながりにくい地域がどれぐらいまだ町内にあるのでしょうか。いろいろ解消に向けての要望等があったら、事例もお知らせいただきたいと思います。今どれぐらいのエリアがカバーされているのか、充足率というのか、エリアカバーに対してどうなのか、それは会社によって違うかもわかりませんが、大体、3つのメーカーといいますか、それらもあわせてお願いします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) デジタル防災無線につきましては、本年も第4期工事として実施しております。本年度の工事箇所が六十数カ所です。全体で111カ所ほどになりますので、単純にその数値だけで見ると、4割ちょっとというふうなことにはなると思うのですが、平成28年度におきましては、新たに折爪の中継局、これも非常に重要な施設なのですが、そういったものを建築していると。そういったことを考えると、平成29年度まで大体50%ぐらいの部分が終わったのかなというふうに思っております。残りの分につきましては、本年度全ての子局を更新するというふうな状況で進めております。

当然屋外の拡声子局では、その音声が届かない住宅もあるわけなのですが、ただ現在につきましては、FM放送告知端末というのが各世帯に接続されておりますので、これ以上に子局をふやして全体をカバーするというような計画は、今のところございません。

あと携帯電話につきましては、昨年度八木沢地区と市野々地区に鉄塔を整備しております。市野々地区につきましては、さらに奥のほうに住宅がありますけれども、そちらのほうまではカバーできる状況ではないと考えております。そういった本当に届かないところは、まだ何カ所かあるとは思うのですけれども、今のところその解消に向けた要望というのは受けていないという状況でございます。

○副委員長(茶屋 隆君) よろしいでしょうか。そのほかに。 舘坂委員。

- ○6番(舘坂久人君) それでは、35ページの財産収入、財産貸付収入の内訳について 説明をお願いします。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 内訳なのですが、財産の貸付収入全体で25件となっております。その中には、長期的なもの、あるいは工事を実施するために一時的に資材置き場として借り入れたいというふうなものがありますが、その工事のものが大体十七、八万円ということです。そのほかにつきましては、長期的なものになりますけれども、例えば岩手富士の工場用としての土地の貸し付け、高校の宿舎の敷地の貸し付け、あるいは商工会の用地用、それとあと晴山中学校の用地として、それとあと小軽米駐在所等、そのほか携帯電話の基地局の敷地、それとあと例えば木炭組合への倉庫と土地の貸し付け、それとあと飼料用米として晴高小学校あるいは観音林小学校の体育館等々となっておりますが、全て説明したほうがよろしいでしょうか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。
- ○6番(舘坂久人君) はい。今のに関連して。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 舘坂委員。
- ○6番(舘坂久人君) 今説明いただきましたが、軽米高校の宿舎の用地、あの部分は県教委のほうに貸しているということですか。あれは、いつになっても何か、あの辺通ってみればわかるとおりなのですが、ジャングルになっているというか、お化け屋敷みたいな感じなのですが、あれは地域住民にとっても、また景観上も余りよろしいことではないなと思っていたわけですが、貸して収入があることはいいわけなのですが、ただやっぱり景観上のことを考えればもう少し、ただ貸付収入いただいているのはいいわけなのですが、それ以上に景観のほうも県教委のほうに強く言って、何とかしてほしいということをお話ししたほうがいいのかなと思っていたわけですが、どうでしょうか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 舘坂委員おっしゃるとおり、当方としては早く取り壊しをしてくれるのを望んでいるところですが、なかなか県としては知事名となっているのですが、所管は県の教育委員会だと思います。なかなかやはりただ待っていてもどうにもならないという状況なので、機会を捉えまして今後は取り壊しのほうを進めていただくよう要望してまいりたいと考えております。
- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。
- ○6番(舘坂久人君) はい。
- ○副委員長(茶屋 隆君) それでは、そのほかに。 中村委員。

- ○2番(中村正志君) さっきの財産貸付収入の中に晴山中学校が出ておりましたけれど も、晴山中学校は何か無償でお貸ししているというふうなことを聞きましたけれど も、それ以外の部分なのでしょうか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 晴山中学校のプール跡地等の土地の部分になってございます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 同じ業者ではない。校舎の中、教室等は無償で貸している、同じ業者の人が使う駐車場にはお金を取っている、ではなく全く別個な人たちが利用しているということなのですか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 同じ業者になります。建物のほうはちょっと……
- ○副委員長(茶屋 隆君) それでは、休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

- ○副委員長(茶屋 隆君) 再開します。 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 建物につきましては、校舎建築に当たって補助金を受けていますので、その期間があるというふうなことで有償では貸し付けができない。 有償にすると補助金の返還というふうなことが出てきますので、土地の分のみいただいているということになっております。
- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。そのほかにありませんでしょうか。 舘坂委員。
- ○6番(舘坂久人君) 43ページ、20款の諸収入なのですが、この中の三菱自動車工業(株)燃費試験不正に係る事後処理事務経費167万5,000円というのがありますが、この詳細について説明をお願いします。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 44ページ、三菱自動車工業(株)燃費試験不正に係る事後 処理事務経費でございます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) この金額は円単位で記載になってございますので、1, 675円でありますが、大変申しわけございませんが、今具体的な資料を持ってい ないので、これにつきましては後ほど説明をさせていただきたいと思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 後で説明するということでよろしいでしょうか。
- ○6番(舘坂久人君) はい。

- ○副委員長(茶屋 隆君) そのほかにありませんか。 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 税金とか使用料とか、役場に対して納める切符等が来るわけですけれども、私の認識であれば、今現在のやり方とすれば、その切符をもらった人は金融機関にわざわざ行って金融機関があいている時間帯に行って納めなければならないという方法しかないのかなと思っていましたけれども、何らか、これ前にも出たような気がするのですけれども、最近軽米にもコンビニが2軒ほど出ているし、最近そういう支払い関係、コンビニでもできるようなのがいっぱい出てきている。または、ATMを使って支払いするとかという、そういうふうなのであれば、仕事をしている人たちも時間外等でいつでも、そういうふうなのができると思うのですけれども、私はフリーだから何とも言えないですけれども、仕事をしている人たちがお金を、そういう支払いするときに非常に苦労しているのではないかなという気がするわけですけれども、その辺の改善の考え方はないのでしょうか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- ○税務会計課総括課長(小笠原 亨君) 中村委員のご質問にお答えします。

今コンビニ収納というふうな話が出ました。当然納めていただく方に対しては、納める方法の間口を広げてあげることは大変いいことなのかなと私は思っております。それにもやはりいろいろと経費、その導入するまでの経費とか、そういうふうなのもさまざま検討していかなければなりませんので、今後そういうことに関しても、やはり考えていかなければならないのかなと思っております。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) ぜひ、経費がかかるといっても、町民の方が便利になるということについては、それの費用対効果だと思うのですけれども、それは課題として大きく捉えてやるべきではないのかなと。それが無駄だというのであれば、大きな金をかける必要はないと思いますけれども、大きな金をかけても町民が便利だというふうな状況であれば、それはそういう場、環境はつくるべきだと思いますので、ぜひ積極的にお願いしたい。

あと水道料なんかは口座振替されているようですけれども、口座振替という方法 もあれば、そういうふうなのも、全てにそれが、水道料以外はできるのか、できな いのか、その辺教えていただければと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 税務会計課総括課長、小笠原亨君。
- ○税務会計課総括課長(小笠原 亨君) 口座振替に関しましては、町税に関しては、大 体4つ税がありますけれども、4割弱の方がご利用いただいています。ですので、 4割というのは、当然余り高い数字ではございませんので、いかにまた口座振替を 利用していただけるように考えていかなければならないのか、そういうふうなのも、

新しいそういうコンビニ収納を踏まえてあわせてやはり考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 山本委員。
- ○13番(山本幸男君) 資料の不納欠損の状況の資料が出ておりますが、この中で件数が保険税と一般と合わせますと110件ぐらいの件数はそれでいいのですが、年度別に分類して検討したのはありませんか。簡単に言うと亡くなったから処分というふうな感じなのかな、どうなのかなという。

[「休憩」と言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) 休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○副委員長(茶屋 隆君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、先ほどの休憩に入る前の件について、税務会計課総括課長、小笠原亨君。先ほどの舘坂委員の質問の部分も答弁。

○税務会計課総括課長(小笠原 亨君) まず最初に、舘坂委員のご質問についてお答え したいと思います。三菱自動車工業(株)燃費試験不正に係る事後処理事務経費な のですけれども、これは平成28年の燃費の不正に係るそのことに関して当然税額 が上がるわけなのですけれども、税額が上がった分の正規の税額に戻すためにその お知らせをするために役場のほうで事務手数料を、事務を行いますので、その事務 に対しての手数料ということで13台分ということで歳入をいただいております。

あと先ほど山本委員からのご質問ですけれども、不納欠損の処分に関して平成29年度、例えば町民税であれば12件、不納欠損しているわけですけれども、この中では、例えば町民税の関係ですけれども、平成18年から平成25年の全部で12件でこういう金額になっております。いずれ執行停止をして3年間様子を見守りをしても納めていただくそういう進展がないなということで不納欠損したという状況でございます。

○副委員長(茶屋 隆君) よろしいでしょうか。

あと質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) なければ、歳出に入りたいと思いますけれども、よろしいで しょうか。

> それでは、歳出は款ごとに進めるということですので、款ごとに進めます。 それでは、2款総務費、1項総務管理費、何か補足説明があれば……

○2番(中村正志君) 主要施策の説明書と一緒に。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 済みませんです。それでは、主要施策の主な事業の説明を一 緒にお願いするということで、総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) お手元に配付してございます主要施策の説明書を中心 に説明させていただきます。

なお、昨年度までと同様の事業で金額的にも大きく変動がないものは割愛させて いただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○総務課総括課長(吉岡 靖君) それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。 2 款総務費、1項総務管理費の総務課分でございます。最初に、(1)として、ふるさと納税の推進ということで、事業費としましては887万8,000円、事業目的、効果等につきましては、記載のとおり、ふるさと納税ポータルサイトを活用することで事務の簡素化とオンライン決済等を導入したものでございます。オンライン決済につきましては、クレジットカードの決済とコンビニ納付など、多様な納付形態が可能になっております。平成29年度につきましては1,353件、1,781万6,000円となり、金額ベースで前年比の133.8%となったものでございます。経費につきましては、お礼品が557万5,000円、委託料が213万1,000円、お礼品の送料等で117万2,000円となってございます。この経費につきましては、いただきましたふるさと納税に比べると50%弱の経費というふうになってございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。⑤として、デジタル防災行政無線整備事業を掲載しております。事業費は1億7,319万5,000円、昭和61年度に導入したアナログ防災行政無線の老朽化のため第3期事業として29局の拡声子局を更新してございます。この財源につきましては、緊急防災減災事業債となっております。

続きまして、⑥の携帯電話等エリア整備事業でございます。事業費につきましては3,946万3,000円、先ほど歳入のところでもご説明申し上げましたけれども、対象は八木沢地区と市野々地区で八木沢地区につきましては、KDDI、いわゆるauでございますが、auとソフトバンク。市野々地区につきましては、KDDIとなってございます。これにつきましては、県の携帯電話等エリア整備事業費補助金2,623万6,000円をいただき、そのほか過疎債を870万円、その他一般財源が452万7,000円と、このようになってございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

○副委員長(茶屋 隆君) 説明は、全部いただいてからでもいいですか。どちらがよろ しいですか。1項ごとに、ボリュームがありますので、款ごとと言いましたけれど も、1項、2項分けてやったほうがいいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

- 〇副委員長(茶屋 隆君) それでは、1項。あと町民生活課部分ですので、町民生活課 総括課長、川島康夫君、説明願います。
- ○町民生活課総括課長(川島康夫君) 総務費の総務管理費、6目の交通安全対策費、交 通安全運動の実施というふうなことで例年どおり交通安全推進大会と交通安全関係 団体への助成を行っております。

昨年度から高齢者運転免許証自主返納の促進というふうなことで75歳以上の高齢者の免許証を自主返納された方に2万円の商品券を給付しております。昨年度は28件の申請者がありました。

以上です。

- 〇副委員長(茶屋 隆君) 説明ありましたけれども、質疑ありませんでしょうか。 細谷地委員。
- ○11番(細谷地多門君) 今、そうすると、委員長、あれだか、セキュリティー関係の 部分もいいのだよね。決算書でいくと56ページ。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 細谷地委員。
- ○11番(細谷地多門君) そういうことだよね、わかりました。私は、セキュリティー 関係のでちょっと質問したいと思います。

今回2人の議員の方の一般質問がありました。というのは、7月の一部マスコミ報道についての関連で一般質問がありました。それで、先日、今月の3日でしたか、定例議会の政務報告の冒頭町長から文書をもって説明がありました。その内容についてただすといいますか、再度確認させていただきたいと思います。また、これは行政のセキュリティーに関する関連が大いにありますので、幾つか質疑、意見等申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでまず1点目ですが、報道されている告訴の内容は完全に事実無根であり、そのような事実は一切ないと。それから、町長は、また捜査当局からは、自分に対する直接の捜査は一切行われていないという説明でありました。告訴が実際にされたか否かの事実については、全く確認できていないというのが実情であると話されておりましたが、実は議員である私の家にも直接電話がありました。それは捜査当局ではございません。誰からかというと、の家内ですという女性の方でした。はっきり名前もしゃべりましたので、町長はいろいろ質疑の説明の中でX氏とか、Y店とかと言っていますが、実は彼女のことであります。私は確信しております。それで、その状況は、先月の末ごろだったと、夜でしたが、記憶しています。たまたま来客中でした。ちょっと少し言わせてもらえば、先日お盆の16日でしたが、妹が亡くなりまして、20日の葬儀、告別だったのですが、まだ祭壇も飾ってあるそういう中で、夜突然に、名前を名乗った分よしとしたいのですが、

ちょっと不謹慎なような感じに受けました。お悔やみの一つもしゃべるのかなと思ったら、単刀直入に本件の話題に入ろうとしたものですから、長くなると大変だなと思って私のほうでちょうどお悔やみの来客がありましたので、そのことを告げながら返事をしましたら、その向こうの彼女が電話を慌てたようにして申しわけないというふうなことで切りました。それで切る間際に新聞報道での告訴が捜査当局に受理された旨のお知らせですとか何とか言っていました。このことについてどのように捉えているのか、町長から再度伺いたいと思います。それが1点と。

それから、新聞による報道は2社、同僚の一般質問にもありましたが、河北新報社、それから八戸にあるデーリー東北、この2つしか記事を載せなかったのはなぜなのだろうかと。どのようにこの辺を捉えているのか、町長、私は大変不思議に思います。

この2点について町長から説明いただきたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、山本賢一君。
- ○町長(山本賢一君) 私再三申し上げているとおり、告訴しているかどうかも確認とれておりません。こういった内容は、通念上警察のほうからは一切報道されることはないというふうに聞いておりますけれども、そういうことで確認はしておりません。それから、各新聞社のマスコミ対応でございますが、告訴されているかどうかということをまだ確認できておりませんが、仮にそれが告訴されたといたしましても、まだそういう状況というのは、第三者が知り得る状況ではないと私思っておりますので、そういった中でそのような一方的に出したとか、出されたとかというふうなお話を私はそのこと自体どうなのかなというふうに感じておりますし、またやはりマスコミ等もそういった点は冷静に対応していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 細谷地委員。
- ○11番(細谷地多門君) まずわかりました。それで今流行語のようになっているセクシャルハラスメントと言うそうですが、通称セクハラ、それからパワーハラスメント、パワハラという流行語のように日常我々も余り抵抗なくニュース等報道で飛び交うものですから、スポーツ関係とか、さまざま問題が近年は発生して、よく耳にするわけですが、私はよくわかりませんでした。この横文字のセクハラ、パワハラの違い、それからどのようなときに用いるのかということ、ちょっと時間があったものですから調べてみました。まずはセクハラとは、性的な嫌がらせ、特に職場などで行われる相手の意に反した性的、差別的な言動、被害者のほとんどは女性と記してありました。しかも被害者のほとんどは社会に訴えにくく、泣き寝入りが現状であるという文面もありました。一方、パワハラは、権力や地位を利用したいじめ

や嫌がらせ、職場内で上司が部下に対して行ういじめなどと書いてありました。

さきに述べたセクハラ行為について申しますと、今回の件は大変珍しいケースと言えると思います。なぜなら、デーリー東北紙面内容を抜粋して紹介すると、告訴状を提出したのは、町内で飲食店を経営する女性(68)これは年齢だと思いますが、山本町長は2017年2月11日午後8時ごろ云々と、それから女性はことし6月15日強制わいせつ容疑で同署に告訴状を出したと云々と記事を見ますと、みずから名前を明かしているような記事の載せ方や、前段で言いましたが、警察への告訴状が受理されたと、まるで外に向かって宣伝しているがごとく、私から見ますと、異常な行動をとっているなと思っています。もしかしたら、適切な言い方でなかったら訂正しますが、俗に言うはめられたのかなという感もしています。私なりの感想です。むしろ山本町長のほうが、町長を一方的にかばうつもりもありませんが、もしかしたら被害者なのかもしれないと思わざるを得ない。そのことについて町長、再度しつこいようですが、どのように感じているのかお伺いします。

また、政務報告書の中で6月9日に社会福祉法人が実施する入札で中止を求める 要望について、町長からお断りしたとありますが、要望書か何かで直接届いていた のでしょうか。あるのであれば、資料として写しを出していただきたい。

それから、ことし2月24日付の住所、名前も記載して意見書なるものを山本賢一町長宛てで約11ページにわたり町民主体の官民連携事業の具体案と銘打って届いていると思いますが、いかがですか。私は、社会福祉関係の責任者から伺いました。その方には、意見書をつくった方から頼まれて持ってきたと同僚議員が話していたそうです。これも聞いてちょっとびっくりしました。意見書の写し、資料として提出してください。よろしいですか、町長。お願いします。答弁も。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、山本賢一君。
- ○町長(山本賢一君) 何回も繰り返しますけれども、私は事実無根であるというふうな主張をしてきましたし、実際それに変わりありません。そういうことで今後ともきちんとした姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。6月9日は、直接、6月10日に入札があると誤解していたようで7日に中止してくれというようなお話をいただきました。私は、それは軽米町社会福祉協議会の事業であるから、私はできないとお断り申し上げましたけれども、帰り際にまた同じような内容と申しますか、手紙を置かれて帰りました。その日はそういうことでございますが、その以前に意見書といいますか、それはいただいておりますが、それを提出するどうのこうのというのは、これは慎重に扱わなければならないというようなことで、それはまたきちっと検討はしなければいけないというふうに考えております。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 細谷地委員。
- ○11番(細谷地多門君) どうも町長は歯切れが悪いようであります、私の印象ですが。

どうも何も隠すことがなかったら、その意見書なり、要望書なり、堂々と出せばいいのではないですか。別に極秘にする部分でもないと思います。そのことを再度伺いたいと思います。

それから、今町長も答弁の中で自分が入札中止の要望を断った翌日に私を告訴すると電話で告げてきたことになるというふうな、これは政務報告の文面にあります。仮に自己の政治的主張を通すために私に対して告訴が行われたのだとすれば、民主主義に反する許されざる行為であり云々とありますが、町の行政のトップに対する大変な事態ではありませんか。ある一種のおどしです。セクハラではなくてパワハラというのですか、こういうの。そういう部分で一町民の身勝手な振る舞い、行動によって、これは副町長からも伺いたいのですが、セキュリティー部分の面で、よろしいですか。それこそ行政執行や職員等に対してもクレームや直談判、意見等、長電話、相当以前から厄介な人物と言われて、私も何年か前、一般質問した経緯があります。職員等が対応に苦慮したり、無駄な時間を割かれるのは、町民全体の損失につながらないかという内容の一般質問をしたことがあります。そして、この対応については、法的手段、やはり業務の遂行に支障を来しているのではないかという内容で一般質問した経緯があります。現在、どのような実態なのか説明できる範囲内で結構です。副町長。

それから、このことは、どのような対策で臨んでいるのか。また、これからどういうふうにしていきたいのかということをしっかりとお答えください。町長からも 先ほど前段の部分。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、山本賢一君。
- ○町長(山本賢一君) 意見書は、町長名、私名で役場のほうに持ってこられております ので、それは個人情報に当たりますので、慎重に取り扱わなければならない部分で すので、その点に関しましては、検討と申しますか、ここでの回答はちょっと差し 控えさせていただきます。

以上です。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 2点目、副町長、藤川敏彦君。
- ○副町長(藤川敏彦君) 今回の件また以前のこれまでの該当する、先ほど具体的に出されましたけれども、その方についてでありますが、非常に幾つか問題があるかということなようです。まず一つは、電話でくると。電話というのは、民主的な手段のようで、実は相当礼儀また規則を知らなければ直接入ると、そして直接、言うなればアポなしで、普通であれば面会であれば、こういった人がこういった用事、役所に来る場合は、こういった内容で来たい、何時間あけてしてほしい。そうすれば、私たちは日程を調整して、私ばかりでなくて職員の方、みんな忙しい仕事の中でどこを割けるかということで、アポがあれば、誠実に対応することができると思いま

す。事前に準備もして、こういった内容でくるのであれば、こういった資料を出してというふうなことで。

ところが、電話ですと、今回の問題は、ほとんどの場合電話でくると。ちなみに一例を申し上げますと、このいちい荘の問題につきましては、去年の12月以降、約半年の間に30件近い電話が職員に来ております。それも10分、30分、1時間というふうに非常に長いというようでございます。私たちできるだけそういった記録はとるようにしております。やはりこれは私が今副町長の立場でお話ししていますけれども、以前から結構問題があるなというふうにお聞きしておりました。これぐらい職員が事務的に非常に時間を割かれる、そしていろんな要求をされる、それに対する対応するまで電話がかかりっ放し、そういうふうな状況がございます。

実は、平成15年に不当要求等対策要綱というのが町の中では、その要綱をつくっております。例規集の中にあるわけでございますけれども、これは言うなれば暴力団に対して全国的にそれに適切に対応するために各市町村つくっております。ほとんどひな形があって、軽米のやつは二戸と同じような中身になっております。その不当要求等対策要綱というのは、私がキャップになって招集するということになっておりますので、これを適切に運用していきたいというふうに思います。具体的に日にちも設定して近々この会議を開くというふうに考えております。

問題は、不当要求等対策要綱ということで、これが不当であるかどうかという判断は非常に難しい部分ございます。ただその中で不当要求行為等ということですが、幾つか、これは国でつくったひな形だと思いますけれども、岩手県ではそれを準用、軽米町ではそれを準用しておりますけれども、不当要求行為等ということになって6つ示しております。その中で幾つか、2つばかりご紹介いたしますと、正当な理由もなく面会を強要する行為ですとか、威圧的言動により職員に嫌悪の情を抱かせる不当な要求を強要する行為、また正当な手続によることなく、作為また不作為を求める行為というふうに書いております。言うなれば、今回の場合は、結構これに該当するなというふうに考えております。これは、今後どういった対応をしていくかというのは、その打ち合わせの中で具体的に考えていきたいというふうに考えております。

ただ問題は、その後どうするかということだと思います。これは、不当要求等だけではなかなかその後動きづらいなというふうに考えております。やはりその後の不当要求があった場合、これについては毅然とした対応をできるのかなというふうに思っております。その辺、今後その要求が単なる不当要求なのか、不当要求といっても、ある程度限度があるということございますので、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますし、不当要求があった場合には、暴力団と同じように厳正に対応するというふうな方向で今後進めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 細谷地委員。
- ○11番(細谷地多門君) 副町長よりいろいろ詳しく説明いただきました。わかりました。それで私が一番気にかかって思うことは、副町長おっしゃるように、今後どうするのかという、ここが一番のネックだと思うのです。きれいに線引できない、罰するものにはちょっとその境界線といいますか、ラインがあやふやな部分もしくは発生するかもわかりませんし、いずれ結論からいきますと、余り不当な行動といいますか、職員あるいは特別職の皆さんが仕事に支障が出ている、今後も出るとすれば、これは一番大問題であります。我々議会としても看過できない。議会というのは、そういう役割も果たすべきだと私は思っています。

残念なことに 6 月の定例議会でしたか、山本議員がいちい荘の箱物建設に当たっての一般質問の中で一般人の名前、要するに今話題にしている人物であります。

さん、要するに一般質問のしゃべっている内容の部分でありますが、事実 さんの資料によるというような言い方をしたり、いろいろケースを並べて、 あとはなかなかふだんは見る機会がないわけですが、パネルのようなものをつくっ て持参しながら詳しく質問していた経緯が、最近でありますから鮮明に覚えており ます。その中で議長から さんって誰と聞かれたら、 とはっきり、私は席が近いものですから、 と、だから 誰と聞かれら、 答えたのを耳にしています。そういう一般の人の名前をしゃべる、我々議会として 本会議上での一般質問は、考えてみますと、我々の目いっぱいの思い、それから地 域の住民の方々の思いとか、自分が日ごろ考えていること、あるいは勉強して取り 組んで、これはぜひ聞いてみたいというふうなこと、自分なりに調べて完璧ではな いにしろ、いろいろ段取りをしながら一般質問の通告をしてやっている場所だと私 は思っています。それにもかかわらず古く、長くやっている議員で私たちのいわゆ る、私たち後輩にとっては先輩で、もう手本とするべき先輩なわけですが、私はシ ョックを受けました。一般の町民の方の資料を持ち出して、誰々さんの資料による というふうな文言、耳をちょっと疑いましたので、そんな議会でいいのだろうかと 私は自分なりに大変残念だなと思っています。

参考にするのはやぶさかではありませんが、聞かれて本会議上で名前を述べるとか、あとは自分で網羅したり、自分のものにしつつも自分の知識の中で質問するべきではないかなと、そう思っております。このことは、特に町長から答弁といった大変な話ですから、答弁は求めませんが、いずれ私なりに今まで質問したのをいろいろ整理してみますと、やはり町長の答弁は今回の町長としての姿勢、説明責任、反省すべき点等が質問されたわけですが、2名の方から。それで町長の答弁は私的なことであり、共同記者会見をやるべきには至らないと考えているというふうな答

弁もありましたし、事実関係を精査して確信のもとに記事にしてほしかったという ふうな、これは報道機関に対する町長の率直な感想だったかなと、そう思ってお伺いしました。本件のような誤った情報を町民においては、正しい目、正しい耳によって情報を判断いただきたい旨の答弁だったと私は記憶しています。このことに、 それでも私はある程度理解はしているつもりなのですが、それでも執拗に、まるで加害者、何もなかったでは済まされない、これは質問者の側からの印象でありますが、加害者扱いまではいきませんが、そういうふうに受け取れるようなニュアンスの一般質問の印象を持ちました。

考えてみますと、私たち議員は、町民の利益を第一にアメリカの大統領ではありませんが、何とかファースト、我々は町民ファースト、このことを第一に考えた場合に、やっぱり問題に直面したとき、双方の主張を聞いたり、片方に偏することなく公平な立場で対応、対処が求められるべきだなと思っています。このことからも考えると、町長、何回もしつこいようで済みませんが、今までの私はちょっと再度ただしてきたつもりなのですが、今回、そのことをもう一度町長から、双方の主張が平行でありますから、どうしようもないという部分もあるのかなという感もしますが、そうではないだろうと、これはやっぱり解決するべき問題だと思っておりますし、我々議会もそういう方向に動くべきだろうと思っています。冷静な判断、これは求められるべきだろうなと、そう思っています。いかがでしょうか、そのことが 1 点。

それから、あとこれは同一人物の指摘だから関連があるかと思うのですが、小軽米地区の現場の残土処理、埋め立てに関する県の請求があったやに聞いていますが、どのような内容の請求だったでしょうか。資料があれば出していただきたい。それから、その辺を担当の方、詳しく説明いただければいいかなと思っています。よろしくお願いします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、質問の意味は理解できましたか。私は質問者サイドで 聞いていましたけれども、何を聞きたいのか私としてはちょっととれなかったので すが、町長、答弁のほうよろしくお願いいたします。
- ○町長(山本賢一君) 今実際のお名前も出されたようでございますが、それに関しては、まず68歳、飲食店の経営者といった記事になっておりますので、それには符号いたしますけれども、これも全く確認できていないことでございますので、私は先般の一般質問ではX氏というふうなことで申し上げました。ですから、これ以上のことは何も申し上げられませんが、仮にそうだといたしまして、仮に告訴状を出されたことが事実だとすれば、恐らく今警察では事実と申しますか、捜査といいますか、している過程ではないのかなというふうに思います。そうしますと、いずれにせよ結論はというか、彼女のほうが申し立てしていることが正しいのか、私のほうが正

しいのか、これはいずれ結論と申しますか、出るでしょうから、私はきちんとそれを待っていてもよろしいのではないかなと思います、冷静に考えますと。ですから、今なぜそういうふうに、仮にその方として、そういうふうな電話をかけられているのであれば、私はそういう行動がなぜ今一生懸命そういった行動を、私も何人かの人からそういう電話をいただいたということも聞いておりますから、意図が何なのか、私もちょっとはかり知れないと申しますか、そう考えます。私も大切な時期でありますので、そういったことも視野に入っているかわかりませんが、私としてはきちっと事実無根であることを訴えながら、実際そうでありますから、きちんとした姿勢で臨んでまいりたいと、こういうふうに思っています。

以上です。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 監査委員、竹下光雄君。
- ○監査委員(竹下光雄君) 私からちょっと説明させてもらいます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) それでは、休憩して。

午前11時38分 休憩

1 11 2 2 3 3 11 22

午前11時38分 再開

- ○副委員長(茶屋 隆君) 再開して答弁をお願いします。
- ○監査委員(竹下光雄君) それでは、順を追ってお話し申し上げたいと思いますが、結果的には8月24日付で監査の結果について請求人に対しても文書をもって簡易書留で通知をお出ししてございます。それで、これは地方自治法に基づいて住民の方から住民監査請求があって書類が、書類というのは役場の実施要領、法律は自治法ではもちろんですけれども、役場のほうの条例、監査請求取扱要領に基づいて請求されて、もしそれが不備なものであれば、監査委員のほうからそれを証明するような書類を出してくださいとかというふうな順番を経て、整った段階で受理して監査を実施するという内容のものでございまして、公表も役場の掲示板で8月24日付で公表はしておりますが、これも法令に基づいた相手方、いわゆるプライバシー、個人情報という観点から個人名については、名前は伏せてございますので、ここではお名前は差し控えたいと思いますので、そういうことでお聞きいただきたいと思います。

内容でございますけれども、平成29年11月9日、いわゆる平成29年度分の軽米町の町営工事に関してでございますが、中身は町営住宅の建替え団地造成工事、当初契約額が4,968万円、変更契約額で4,576万8,000円に関し、担当課は地域整備課でございます。目的以外の工事が含まれていると一住民から監査請求が平成30年6月25日付で提出されたものでございます。提出された書類を法令、そして条例及び住民監査請求取扱要領に基づきまして平成30年8月3日に

受理いたしたところでございます。請求人及び地域整備課、農業委員会の関係職員 に陳述の機会を設定するとともに担当課等へ関係書類の提出と内容説明を求めるな ど監査を実施してきたところでございます。監査の結果は、棄却といたしました。

その理由は、当該工事について請求人の主張する目的外の工事は認められず、関 係法令等に基づき適正に処理されていることを確認したところでございます。それ で、中身の日程的なことでございますけれども、今は申請があったときから結果が 出ることをお話申し上げてございますけれども、先ほども申し上げたように、請求 があった日から書類等を審査して、不備なものについては、再度請求人に対して書 類の提出を求めてございます。補正命令書ということで出してもらった文書が7月 24日、それで25日には簡易書留でその文書をお出しして、先ほど言ったように、 その後文書を受け取りまして、若干不明なこともあったわけでございますが、これ は法令の趣旨にのっとって完全なものでなくても受理という形をとるのが妥当だろ うということに沿って、8月10日には、請求人の方を役場のほうにお呼びし、そ れとともに役場の関係者である地域整備課、そして農業委員会の担当者等の陳述の 機会を設けたのが8月10日。それから監査の書類等、さらに聞かなければならな いことは担当課からお聞きして、8月21日で監査の結果を請求人に対して報告し たという内容でございます。それで24日には、本来は同時でもよかったのですが、 本人が見る前に公表になるということで24日付で役場の掲示板には公表してござ います。

以上が流れでございます。何かございますればお答えしますが、流れとしては… ..

- ○副委員長(茶屋 隆君) はい。
- ○11番(細谷地多門君) わかりました。監査請求も受けた。結果的には、適正な処理、 措置により棄却したというか、監査委員のほうから説明されました。そのはっきり した中身って、やっぱり担当課が詳しいのかな。何で監査請求を出すまでに至った のか。また、だから適正なのだということも文章があれば、そういう資料として出 してください。よろしいですか。

あと一点、それで先ほどは中途半端な質問で終わりました、副町長、特にどうしろこうしろということでありませんが、先ほどは詳しく説明いただきました。それはいいのですが、問題はこれからのことです。だから、やっぱり癖になると言えば変な言い方なのですが、何回も繰り返してくる可能性もあると、これからも想定される。また、たまたま彼女が活発な行動を起こしているようでありますが、それに続いてまた別な人も出てくる可能性もあると。将来の町政運営を考えたときに、どうあればいいのか。やっぱりきちっとした強い、ある面ではむやみやたらとその行動を起こすと、一般人の方が対象なのですが、不当なような行動、また行政の遂行

に当たって負担になるような行動を起こすと大変な目に遭うよというふうな、ある面の怖さといいますか、注意を促すといいますか、そういったきちっとした対応が、強力な対応が必要かなと思うのですが、これについても私は要望したいと思います。繰り返しこのような行動を起こしてはならない、こうすべきではない、また多くの町民に迷惑がかかるというふうなことも周知徹底して理解していただくと。我々議会の立場からもこれは一生懸命支えなければならないわけですが、業務の遂行に対しては。プラス当局が強い姿勢で臨むという、繰り返させないということ、このことをしっかりとお願いしたいと思います。そのことを答えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 副町長、藤川敏彦君。
- ○副町長(藤川敏彦君) 実は、私ここに赴任してすぐにだったのですけれども、ある程度こういった不当要求等に対しては、こういった方向をとっていこうということを内部資料の中では出して、マニュアルを示したつもりだったのですが、ある程度それに基づいて運用していただいた。職員の方々は、担当者からできるだけとらないで上のほうでとる。そして、記録に残すということとか、文書で出させなさい。言っていることわからないものだから、また結構専門的なことも勉強しておられます。一担当ではパニックになる、また多岐にわたるようなことを言ってきますので、そういった意味を防ぐ上で総括課長クラス、できるだけ文書で出させるというふうなことを徹底したつもりですけれども、なかなかいきなり来て、なかなか職員というのは、今公務員というのは、できるだけ住民からそういった電話があれば、私も県職員のときはそうでしたけれども、丁寧に対応しなさいと。逆にしないことによって訴えられるほうが実際職員としては怖い。上司のほうに今度はこの職員は全然不適切な対応していると。そういう方というのは、本当にトップのほうに電話来ますので、知事とか。同じような形で結構そういった事例がございました。

それで、ではどのぐらいそういった事例があるのか、私も今までの例、いろいろ調べてみますと、本当に記録で残っていないものから、平成の初期あたりからずっともう、10年来、そのあたりからずっと続いていると。いろんな多岐にわたるもの、その時々の問題、またそういった要請事案に対して相当介入してくるというふうなことでございます。

それに対して職員の方々、本当に相当な時間とられているのが現状でございます。 2年間調べただけでも本当にこんなに厚くなるくらい調べることができました。これについて果たしてこれでいいのかと、当然私たちの仕事、停滞するということは、 町民にとっても物すごくマイナスですし、ほかの仕事ができないくらい電話等来て おりますので、そういったことでこれはやはり毅然とした態度をとる必要があると いうことで、いよいよ先ほど申し上げましたけれども、もう時期は設定しておりま すけれども、不当要求等対策要綱に基づき連絡会議を開こうというふうにしております。

ここでただこの方のためにつくるのではなくて、一般的にこれは暴力団もあるでしょうし、これから違う方もあると思います。やっぱり同じラインの中で、ここまでいったならば、不当要求でこういった対応をしましょうと。そして、もしも不当要求があった場合には、もう警察にすぐ通報しましょう。その辺を庁内で連携をとりながらそういうものがあった場合には、必ず報告書を出してもらうように定めながら毅然とした態度で進めていきたいというふうに考えています。

実は、この方の場合、現に、私のほうから文書で出させないと、言っていることが何を言っているかわからないと、そして支離滅裂な部分ございます。そういったことでできるだけ文書で出させないということを私が指導いたしました。それに対しましてその方は、盛岡の法務局のほうに行って人権侵害だと、私ばかり、という話で訴えられました。それで、今度は盛岡地方法務局二戸支局から私に調査に来ました。その調査の結論はまだ来ておりません。恐らく問題ないのかなというふうに思っております。その方に特定したわけではございませんので。より正確に聞いて、より正確に適切に対応する、真摯に対応するという行政の一つの務めだと思っておりますので、特に問題ないかと思います。今のところ指導がない限りはそういった方針で、あとは電話はできるだけ短い時間、そしてできるだけ文書で、その線で進めてまいりたいというふうに思います。何度も繰り返しますけれども、その方に対してのものだけではございません。一般的なこういうことに対する、または暴力団に対する対応ということでご理解していただきたいというふうに思います。

あと調べているうちに、いろいろと要望とか、意見書とか、そういった名前で文書が出てきております。これは相当、先ほど細谷地委員がおっしゃったように数ページにわたる、もう本当に弁護士の範囲のような相当に詳しい、ただ中を見ますと、私情が相当ございます。思い違い、そしてこう書いてあるから、法律の本当に一部だけ読んで、全然実際は理解していないというふうなことで、ただ言われてもなかなかわからないというのが担当者の実情でございます。ただ文書で出てきたものについては、しっかり分析することかできます。

ただ残念なのが、先ほど要望書とか意見書という言葉がございますけれども、これは単なる手紙です。単なる一方的な要求です、私文書です。ですから、これを公開の場で、町長が判断するかと思いますが、これを出すというのは、本当にまずいのかなと、手紙、個人文書ですので、要望書とか意見書でしたら、住民から直接ということはなかなか議会に対してということはないのですけれども、今回初めて住民監査請求というのが出されましたので、そういった行政に対する不平とか、不当行為に対する要求、そういった方向で出していただければよろしいかと思います。

ですから、今後もそういった意見書とか、意見書の名をかりた手紙、要望書の名を かりた手紙、私文書、これについては参考にさせていただく程度にとどめたいとい うふうに考えております。

以上でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。 この件について何かあれば。山本委員。
- ○13番(山本幸男君) 午後からやるべ、午後から。質問があったものだから。
- ○副委員長(茶屋 隆君) それでは、ちょっと時間が5分ぐらい早いですけれども、午後1時まで休憩して、1時から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前11時55分 休憩

午後 零時58分 再開

○副委員長(茶屋 隆君) それでは、早いですけれども、全員そろったみたいですので、 午前中に引き続き再開いたします。

それでは、先ほどの部分について山本委員から。

○13番(山本幸男君) 先ほどの細谷地委員の午前中の、別に私という名前の固有名詞が出たわけではありませんが、ちょっと多分私のことだろうかなと思ったりして、 ちょっと確認といいますか、私なりの意見を述べてみたいと思います。述べられた 事項は、6月の私の一般質問にかかわる質問の内容でございますが、固有名詞を、

という人の名前を挙げたのがどうかなというような疑問点ではなかったのかなと、そう思っています、一つは。私は一般質問の際に、もともと一般質問というのは、それぞれがそれぞれの政治信条に基づいて好きなことを私なりにこう考えているというようなことを提示しながら質問する時間だと思います。したがって、自由闊達に14人の議員がそれぞれの違う立場で議論を深めることができる、そういう時間だと私は思っております。したがって、私が何をしゃべろうと、それはそれでいいのではないかと。ほかの議員もそれでいいのではないかなと思いますので、今後機会がありましたら、それぞれの立場でまた違う発言をすればいいのかなと思いますので、それについては何ら問題はないと私は考えています。

ただ個人名を云々という問題でございますが、私、議長に促されるような形でありましたが、個人名を挙げました。これは、冒頭で私の質問は、そういう人のさまざま資料というようなことが一つと、それから町が提出した資金計画の資料、それから洋野町の実際に特別養護老人ホームが建築されたのの資料等を中心に質問しますということをまず明示して質問したという、私にすれば良心的に質問をしたと、そう思っております。

したがって、匿名を挙げるということは、既にその彼女はさまざまな資料等も、

私ばかりでなく発送しておりましたので、私は特別伏せる事柄ではないと、そう考えて名前を明示しました。それで、それを云々ということについては、公表された彼女から、山本さん、それはおかしいのではないかと、人の名前を使ってというふうなことがあれば、それについてはまず私のミスでありますが、ただその後別に褒められもしないけれども、批判を受けたことがありません。そういうことでそれはそれでいいのかなと、私はそう思っております。

あと一点の議員がまずいちい荘と通じている、要望書を出したとかというように 私聞いたのですが、それらについては、個人的にはいちい荘、建築についての訪問 したこともありませんし、また直接いちい荘の方に頼まれたことも、また指導した こともありませんので、そのことははっきりしておきたいと、そう思います。

いずれ今回の質問はセキュリティーという字句を、私はよくわかりませんでしたので、事前に調べてもらいましたら、安心、安全とか保護とかというようなことでございますが、それはそこから追ってこの発言になったようでございますが、悪いことではないと思いますが、まずこの款ごとにさまざま言っている中での町長に対する質問としては大変だなと、正直そう思っております。いずれ詳しい、では町の資料は何だったのかというふうなことについてのことは、きょうは資料がありませんので、またあしたでも質問があれば、それらはこういう趣旨だったというふうなことの説明はもう少しはできると思いますので、そのときまた改めて答弁する機会を与えてください。

○副委員長(茶屋 隆君) あとはよろしいですね。

[何事か言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) 休憩します。

午後 1時04分 休憩

午後 1時07分 再開

〇副委員長(茶屋 隆君) 再開して、2款総務費、1項総務管理費について質疑ありませんか。

中村委員。

○2番(中村正志君) 私は3点ばかりお伺いしたいのですが、1点ずつで答弁をお願い します。

まず最初に、ふるさと納税のことですけれども、軽米町は昨年度大幅に伸びたというふうなことで結構納付いただきました。それでふるさと納税の額の大体3分の1強の負担で謝礼品をおあげしているというふうに結果として見えていますけれども、今何か総務省のほうからいろいろとふるさと納税の返礼品についていろいろ何か指導が入ったりなんだかしてあるようで、エスカレートしてきたというふうなこ

とで、その趣旨に合わないとか何とかと言っているのですが、私も詳しくその辺調べてはいないのですけれども、軽米町の場合は、その辺のところはどのようになっているのか。指導の範囲の中に入っているのか。または、どのような総務省では指導をして、具体的に幾らだとだめだとか、何とかって何かちらっとそういうふうなことも聞いたような気がしているのですけれども、その辺のところ、現状としてどのようになっているかお伺いしたいのですけれども。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 中村委員のご質問にお答えします。

まず総務省の指導ですけれども、返礼品の額でございますが、それは寄附額の3 0%に抑えてくださいというもの、それが一つ。それから、あと高額な返礼品は避 けてほしいというふうなもの、あと町とかかわりのないもの。例えば軽米の場合、 10月の下旬に発売されますサッポロビールの東北限定のビールは、当方でお礼品 として扱わせていただいているところなのですが、というのは、あのホップのほと んどは軽米町産のホップを使用しているというふうなことで県のほうを通じて説明 しているわけなのですが、さまざまな市町村を見ると、どんどんそういった由来と は全く関係のないものを扱っているところがあるというふうなことでそういった指 導が入っております。当方の対応といたしましては、まず寄附額の30%はどうか ということなのですが、昨年度の初めのあたりまでは、寄附金額の低いものに係る 分が三十数パーセントとなっていました。それで7月からさとふるという専用ポー タルサイトに委託しまして、その際には、そのさとふる分が30%以内に設定、た だ単価の関係で、やはりぴたっと30%には納まらない場合があります。当然30 %以内、30点、コンマ数パーセントというのもございますが、そういうふうにし ています。ただかつて設定していた部分が残っておりました、当初は残っておりま したので、若干30%を超えておりますが、今現在は改善しております。あと高額 な商品ということですが、当町におきましては、いずれも現在のところ特産品ある いは町由来ということでお礼品というふうなことを選定させていただいております ので、そういうことは問題ないかと思っております。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) ありがとうございました。

次、2点目で、64ページになりますけれども、交通安全施設設置工事、これは どこに何をやったのかお聞きします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 地域整備課総括課長、川原木純二君。
- ○地域整備課総括課長(川原木純二君) 中村委員の質問にお答えします。

これは、道路のラインを引いた工事でございます。引いた場所については、蓮台 野橋大町線の道路にラインを引いたものでございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 確認ですけれども、ということは、お寺の前の蓮台野橋から大町までの部分は町道ですよということですよね。役場の下の交差点のところは、二戸軽米線になっているから、そこまでの部分。あっちは戸呂町軽米線でしたか、その間が町道だということ。わかりました。

次に3点目、65ページ、66ページに国内交流費がございますけれども、在京軽米会の分とふるさと会支援事業費補助金とかとあるのですけれども、この国内交流費のそれぞれの決算の事業内容と決算内訳というか、そんなに細かくなくていいのですが、こういうふうな事業をやりましたというものを。多分もしかすると、ふるさと会支援事業費補助金というのは、在京軽米会を考えてのことかなと思ったりしているのですけれども、なぜ在京軽米会の補助金にならないのかなと、そうであれば疑問点を感じる、その辺ちょっとわかりやすくお願いします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) ふるさと会支援事業費補助金でございますが、月額で 12万5,000円、この事業費補助金につきましては、在京軽米会に対するもの でございます。ただ何で在京軽米会ということが出てこないかということなのです が、当然ご承知のとおり在八郷和会等もございますので、そちらのほうでも何らか の支援等を求められた場合は対応できるようにそういうふうな形の事業名とさせて いただいています。そのほか報償費については、説明のとおりでございます。あと 普通旅費については、在京軽米会と、あとは音更、普通旅費については、音更のみ のり~むフェスタへの参加。食糧費については、在京軽米会と八戸郷和会に対する お酒、ビール等の経費。フェリー、高速道路の使用料は、音更町のみのり~むフェ スタの参加に係る経費となってございます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) といいますと、今の説明ですと、この補助金はどこが来ても対応できるというふうな言い方でしたけれども、普通補助金というのは目的があって、どこに出す、例えば在京軽米会に出す補助金であれば、在京軽米会が平成29年度にどのような事業をやって、必要な補助金がこの分ですよというふうな要求があって補助金というのは出るものかなというふうに感じるわけですけれども、今の説明ですと、ただふるさと会支援事業費補助金というのを100万円なら100万円ぼんと予算をとっておいて、そのときそのときに在京軽米会でこの分欲しいからくれと、在八郷和会からことし何かやりたいからくれと言ったときに、その都度ぱっぱっと対応するというふうに聞こえるのですけれども、果たして補助金の予算、決算のやり方としていかがなものかなというふうな感じを受けるわけですが、これはこの団体に限らずいろんな補助金が、団体の補助金等があるかと思うのですけれども、

全ての団体等についても同じようなやり方をしていってもしかるべきではないのかなと思っていますので、なぜならば、よく団体等にも補助金で何かことしこれが欲しくなった、途中でこれが欲しいのだけれどもといっても、それはもう予算がありませんから出せませんというのは、大体役場の返事なのですけれども、私は補助金というのは、大体は前年度に要求を出して、それに見合った形で予算をつけて補助金を予算化する、または年度途中であれば、補正前にちゃんと申請を出して認められた場合には補正予算として出すとかというふうにやるのが普通なのかなと思っているのですけれども、何か補助金そのものの考え方が今は変わったというふうに捉えるけれども、その辺いかがですか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) この予算措置の仕方については、今中村委員おっしゃったとおり、例えば在京軽米会ですと、もう歴史があって毎年総会を開いて、また町に求められる分を助成してきたわけです。補助金にいたしましたのは、2年ぐらい前、中村委員にそういった支出の仕方が適切ではないかというふうなことでこのような形をとったわけでございますが、例えばこの100万円なら100万円予算措置しているかというと、そうではなくて、やはりこの補助の要綱につきましては、ふるさと会への補助なので、在八軽米郷和会とか、あるいは久慈軽米人会でも活動されているようなのですが、そちらからやっぱり事前にお話をいただく必要はあると思っています。ですから、すぐ来てその年出せるというものではございません。以上であります。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 在京軽米会は、もう実際出している。在八郷和会にしろ、久慈軽米人会にしろ、それらにも対応する姿勢があると。もしかすれば、取扱要領とか何か実施要綱つくっているかとは思うのですけれども、であればその辺をちゃんとそういうふうな団体に周知しているかといえば、もしかすれば周知していないのではないかなという、そういう要望があれば、どっちでも対応できる状況ですよとかと、こうその辺のお互いのコミュニケーションというか、そういうふうなあれがないような気がしているのですけれども、あればやっぱりそういう考え方があるのであれば、それをやっぱり周知して公平に取り扱うべきではないのかなというふうに思いますけれども、その辺の状況はどうなのですか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 済みません、ちょっと正確かどうか今ちょっと記憶が あれですけれども、要綱制定の際には、久慈軽米人会、八戸の各団体にもご案内を していたはずです。ただ1回ぽっきりということにはなると思いますので、いずれ 例えば広報の配布等もお願いしたりしていることもありますし、そういった機会を

捉えながら何かあったらご相談くださいというふうなご案内はしてございます。

○副委員長(茶屋 隆君) ほかに。

古舘委員。

○12番(古舘機智男君) ふるさと納税の関係でもう一回、私基本的にふるさと納税、確かに地方の自治体にとっての財源、大きい財源とは言わなくても、有効に活用するというのも大事だなと思っていますけれども、何となくほかに入っていく税金を自治体とかの中でもらうというのは、ちょっとひっかかるところもありますけれども、それはさておいて、この積立金についての考え方についてお伺いしたいと思います。今回1,781万円が金額ベースで積み立てていますけれども、その積み立ての額ですが、この中には、返礼品の557万4,000円、それから委託料、ポータルサイト、さとふるの関係のやつ230万円ぐらいと、それからもう一点は何だったかというの、887万円の支出になっておりますから、そこのやつを教えてほしいというのと。

私は、積立金の額の問題で本来は、この基金、こういう経費の分を引いた形で、ある意味では純益といいますか、果実といいますかを積み立てはするべきではないかな、積立金の考え方ですけれども、それをお金を払う分のやつを含めた形での1,781万6,000円を積み立てするというのは、ほかの自治体ではどうやっているのか。いろんな町費をかけたやつも含めた形で積立金の額に算入するというのは、私はちょっと理解がしにくいのですが、その辺の考え方について、その2点お願いいたします。経費の分の100万円と、あと積立額の関係。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) お礼品の経費でございますが、お礼品、あと委託料、 加えてお礼品の送料となっております。

〔「送料」と言う者あり〕

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 宅配となってございます。あと積立金の考え方でございますが、これにつきましては、全国一律での運用ではなくて、例えば私どもはこうして、それまで寄附金額自体が少なくて事業に充当するにしても、ちょっと総額ですし、経常的に充当していけるかどうかというふうなことがございまして、積立金として一定額、どのぐらいかと言えば、そういうはっきり何百万円というのもなかったのですけれども、やったうちで恒常的に各事業に充当できるということでこのような方式をとってきたところです。中には、積立金に基金として積み立てでのような方式をとってきたところです。中には、積立金に基金として積み立てず、そのままその年の一般財源として歳入として見ているところもございますし、やり方はさまざまあろうかと思います。ただあと果実分だけを積み立ててはどうかというお話なのでございますが、やはり寄附金額としていただけた分、それぞれ例えば5,000円なり、3万円なり、一人一人の金額を積み立てて総額というふうなこ

とになりますので、いずれ寄附していただいたものは明確にしておきたいということ、寄附として幾らいただいたのか、これが要は歳出分の経費を差し引いた上で寄附額に積み立てるとなると、後年度、寄附額として実際どのぐらいいただいたのかというのが見えにくくなっているというふうなことで当方としてはこういう方式をとらせていただいてございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 寄附額が見えなくなるというのは、その扱い方によっては、 もちろん消さないできちんと明示することはできると思いますし、寄附といえば、 一般的には全額が、金額全体が一般寄附の場合は、それが町の応援になるわけです けれども、ふるさと納税というのは、ある意味では反対給付を、思いはいろいろあ るかもしれないけれども、反対給付の分を求めていながら誘っている分が結構ある と思うのです。そういう意味でやると、基金というののこれからの取り扱いのとい うか、使い道の問題もありますけれども、やっぱり純然たる経費が委託料なり、返 礼品が3分の1ぐらいは占めている。それから、経費を見れば半分が町の持ち出し になっているわけです。そういう意味で、やっぱり積まされた基金が目的によって もいろいろ違ってくるかもしれませんけれども、やっぱりきちんと明確に、明確と いうか、厳密な形で私は運用というか、積み立てをしたり、運用したりしていくこ とが必要ではないかなというふうに思っています。

各地の例とか、その自治体によってやり方はいろいろあるかもしれませんけれど も、そういう点もあるということも検討課題にしていただきたいと思っております ので、よろしくお願いします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 当方としては、寄附金は寄附金で受ける、あとお礼品の部分は、今はもうお礼品がありきのような形になっておりますが、本来はお礼品を差し上げる、差し上げないもその自治体の判断によるというふうなことでございます。当方の現在の考え方といたしましては、お礼品は、やっぱりその寄附に対して軽米町からのプラスアルファの気持ちというふうなことでお送りしているというものですから、寄附金は寄附金でいただいて、その気持ちを物にかえて歳出してやる。考え方として古舘委員おっしゃるとおり、実質そう見えてくるのだと思いますが、やはり経費として考えるのか、別なお礼品の方への本当のお礼といいますか、そういった考えでいくのかという考え方がございます。委員のおっしゃる趣旨も踏まえつつこのことについては、お礼品の見直しと同時にあわせてちょっと参考にさせていただきたいと思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 情報通信無線の関係とか、かるまいテレビ、この関係につい

て質問いたしたいと思います。

一般質問の中で異常気象の中でも軽米町の対応とか、町づくりのことについて取り上げました。その中で、一番基礎になるのは、やっぱり災害の情報とか伝達の部分は、もう一つの大きな要素に、初動の要素になってくると思います。いつも何回か取り上げますけれども、軽米町には防災無線があり、告知端末があり、かるまいテレビがありという形で町内の中のメディアというか、通信手段が結構充実してあると思うのです。しかし、それが一体化してというか、きちんと連携された形での運用になっていないと私は感じております。

あとはFM、告知端末をどんどんこれからふやしていくか、総務課長の答弁の中にあったと思いますけれども、けさもラジオをいじっていたら軽米の防災無線の放送がFMに入ってきます。それで、災害時には、停電とか何かになれば、ラジオの役割もすごく大事ですし、その情報を伝達する手段にもなるなと思っていましたけれども、そういうふうに告知端末、防災無線、かるまいテレビなんか総合的な災害情報の伝達の仕方というのをやっぱりきちんと構築していく必要があると思うのですが、その辺についてのお考えがあるのかどうかお聞きします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 町内における放送ツールの連携というふうなお話をいただきました。今のところ緊急の災害に対して活用しているのは、防災行政無線と、それと連動している告知端末、それと携帯電話のエリアメールとなっております。かるまいテレビにつきましては、現在の体制だと緊急放送のときに、例えばNHKとか民放のように常に誰か1人がいて、すぐ生放送で流すことができるとか、そういうふうな対応はなってございませんので、やはりあらかじめ入力したデータに映って、啓発とか、そういったときには活用できますけれども、緊急対応時にはちょっと今のところ対応できないというような状況でございます。

あとFMラジオを聞くときにFM放送に防災無線の内容が入ったというふうなことなのですけれども、光ケーブルでつながっている各世帯に設置しているFM放送告知端末、あれは常に今まで放送したのが繰り返し放送になっております。その機器と機器の接続の部分がちょっと甘かったりすると、そこからあれもFMの周波数なものですから、それが漏れて近くにラジオがあると、そのアンテナが拾ってしまうというふうなことがあるようです。ですから、そういったことでたまたまラジオで放送を拾ってしまうことはあるのですけれども、あと今当町とFM放送と連携してというようなことは予定がございません。

以上です。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) かるまいテレビとの関係なのですけれども、当然のことなが

ら常駐して、いつでも放送するというのは、通常ではもう全然体制が違いますから 無理な話だと思います。ただ災害時とか何かで細かい地元の情報を得るときのツー ルとしての対応というのは、今の段階はできないのは当然わかりますけれども、ど ういう体制をとったらできるようになるかとか、できるかどうかを検討する必要が あると思うのですが、その辺のことを聞きたいと思います。

FMの関係では、それでは電波が漏れたやつがたまたまうちなんかに拾えるという形になっているわけですか。あとは、もちろんFMも周波数帯とか、実際に許可をもらった、放送をするためには一定の許可を周波数帯を決めてとらなければならないと思いますけれども、そういうような形というのは、非常にお金がかかるのかどうか別として、何か検討の余地というか、何かはあるのではないかという感じがしますけれども、どのくらいの規模の放送の、今の一定の光ファイバーの告知の体制があれば、意外と周波数帯が残っている場所、邪魔にならない場所があったらとれるという可能性とかというのはあるのかなと思いますけれども、そういうことの検討はしたことはないでしょうか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) まず一つ、災害発生時のかるまいテレビの対応でございますけれども、さっき申し上げました今まで検討をした経緯はございません。例えば先日発生しました北海道の地震あるいは西日本豪雨等々、発生をしてからしばらく生活の安定化が図られないような状況になったとき、町ならでは、当然一般的な民放とか、NHKの放送とは別に町独自の放送というのは欲しいというふうなことになろうかと思います。そういった体制については、緊急時にスタッフがすぐ対応できるかどうか、さまざま課題はあろうかと思いますが、ちょっと他の市町村の状況等もちょっと確認してみたいと思います。できれば、やれればいいことにはいいことだなというふうには伺いました。

あともう一つは、FM局の開設については、これまで検討はしておりません。ただやはりFM局を開設するとなると、その最低基準といいますか、どういったものが求められるか、東北総合通信局等の許可が必要になると思いますし、新たな電波の割り当てが必要になってきます。加えて防災行政無線のアンテナは、中継局は折爪岳に設置したところですが、またそれ用の設備も設置が必要になる。かなりの経費が必要になるのではないかなというふうに思います。そういったFMを開設して対応していくか、あるいは放送告知端末を活用していくかというのは、それぞれの経費を見ながら考えなければならないのかなと思います。

以上でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) あと総務課長、前に一般質問の答弁のとき、これからのデジ

タル化によって放送範囲を特定してというか、放送できる可能性があるということもありましたけれども、ぜひ必要な場所に、全域ではなくて必要な場所に情報を伝達するというのも結構重要なことだと思うので、水道の給水がストップするという地域的な事件とかというのも結構あると思うので、そういうのをしてほしいというのを要望したいと思います。

それから、告知端末の関係では、今うちは聞いていますけれども、ほとんどのところとかあれですけれども、電源を切ってあったり、電池が使っていなかったりという、結構のところが告知端末が作動していないというのが私が見るところ、結構あるのではないかなと思っています。それで、やっぱり告知端末について、その利用状況というか、実際に使用できる状態になっている、つながっているかどうかというのを調査はすべきだと思うのですが、そういう調査をしたことがあるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) まず防災行政デジタル無線のほうなのですが、例えば グループ分けができますので、その特定の地域に発していく、そういった部分は、 今後そういうふうな形で関係のないところまでには放送しないで運用ができるとい うふうに思っております。

告知放送端末なのですが、そもそも取りつけのときには、町のほうから行って一方的につけるのではなくて、申込書をいただいて、その上で取りつけを行っておりますので、取りつけの段階においては使っていただけるというふうなことを前提での手続をしていただいているのかなと思います。

ただ調査はこれまで行ったことがありませんが、かるまいテレビを使用して啓発 していきたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 大きな補助金もあって、負担がそんなではなく、告知端末の場合、ただ本当にそれが無駄遣い、せっかくの設備がやっぱり有効に使われるような形できちんとあれから10年近くなるかもしれませんけれども、やっぱり調査をして、もう使い方そのものを忘れてしまっているというか、そのままに電池がなくなってとか、いろいろなことで作動していないのが多いのではないかなと私は推測しています。実際に故障とか何かといっても、家電の電気屋に行っても、これは範疇は役場のものですから、それについての対応が故障しても対応できないということになっているようです。そういう形もありますし、本当にその対応についても気軽に電気屋にとかというのも含めて自分たちがいつも告知端末について実際に利用できるような形に、せっかくの設備を活用できるような形にしていくための調査と、その対応についてはぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いし

ます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) あとありませんでしょうか。 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 防災無線に関してだったので、ちょっと気がついたことで、前にもちょっと話しさせていただきましたけれども、火災発生の際の放送の仕方というものが何かいまいちまだ改善されていないのではないかなと。円子地区の建物火災が発生、円子地区ってどれくらいの範囲があるのだと、余りにも広過ぎてどこなのかというの、全町的に放送されれば、誰もがどこなのだというふうな、普通は思って、もしかして自分たちの親戚なり、知っているところであれば、お見舞いに行かなければならない、お手伝いに行かなければならないというふうな、そのための放送ではないのかなという気がするわけですけれども、ただ放送すればいいというふうにしか聞こえない。やはりその辺のところの改善をやっぱり役場のほうからも強く要望するべきではないのかなと。

最初は、特定できなかったら、特定できなくても円子地区なら円子地区でもいいでしょうけれども、でもそのうちに消防車が行けばどこら辺というのは特定されてくるでしょうから、であれば第2次の放送でもう少しただいまの火災はどこどこです。一番本当はどこの家ですとかというのが一番いいのですけれども、その部分のところは検討の余地があるという話もあったのですけれども、そこまでやって、逆に言えば、これからお手伝いに行かなければならないという人もいるし、逆に安心して、ああだったらよかった、よかったと言えばあれで、うまくないのですけれども、そういうふうな町民の人たちの感情というふうなのもやっぱりその辺を含めてやっていくべきではないのかなというふうに感じるわけですけれども、多分想定すれば、消防署にはその方がいて連絡をとり合っているのではないかなと思いますので、その辺のところはできるのではないかなというふうに思うわけですけれども、その辺の連絡、連携というのはどのようにされているのでしょうか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 中村委員から以前にお話をいただいて、軽米分署のほうに確認しております。ちょっと前にもご説明申し上げたかもしれませんが、やはり以前は誰々さん宅というふうなことも放送していた経緯があるようなのです。やはり分署としては個人情報という考え方で所有者名までは出さなくなった。あるいはもう一つが第一報の通報に誤りがあって、その所有者について加えて情報を流したところ混乱した経緯があるというふうなこともございます。第2報で、では確定した時点でどうかというふうなことも確認してみたのですが、やはり分署としては個人情報なので難しいというふうな話でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 個人情報の捉え方だとは思うのですけれども、だったら個人情報で名前が出せないということは、次の日、それこそ新聞報道でその個人名が出ているということは個人情報ではないのですか。やっぱりそれの考え方だと思うのですけれども、やはりそこが別に自分だけのものではなく、皆さんに逆に言えば迷惑をかけている状況の中で、皆さんから逆にお手伝いをいただかなければならないと、そういうふうなのだったら、そこに果たして個人情報というのは当てはまるのかなというのがちょっとひっかかるのですけれども、その辺のところは少し協議してもいいのではないかなと。個人情報でだめだったら次の日新聞には載らないと思いますけれども。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) その辺につきましては、引き続き分署のほうと、そう いうお話をいただいているということで協議していきたいと思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 山本委員。
- ○13番(山本幸男君) 先ほど返礼品の関係でサッポロビール云々というふうなことがありましたが、全てサッポロビールですか、全てサッポロビールで処理しているというふうなことですかという質問です。

あとは、もしかすれば、別にいいとか悪いとかでなく、選択の機会というのはないのか。あるいはサッポロビールを発送する場合は、どこを、サッポロビールが軽米のホップだというようなことが明示されているビールなのか、その点をちょっとお願いします。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 選択の余地というのは……
- ○13番(山本幸男君) もしかすれば、サッポロビール以外にリンゴとか、カボチャと かというようなのが選択やっているでしょう。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) お礼品につきましては、今ですと、さとふるで60種類ぐらい用意してございます。当然サッポロビールだけではなくて、雑穀の製品であったり、あとはエゴマであったり、ハチミツ、町内で特産品、町の観光パンフレットを見ると載っているようなものでございます。ですから、お礼品はサッポロビールだけでなくてほかの特産品も選んでいただくことができるというふうなことになってございます。サッポロビールにつきましては、サッポロビールとしては軽米町のホップのほかに田子町だったと思いましたが、ホップが少し入っているというふうなことでサッポロビールとしては、二戸管内でホップ協定をしているわけなのですが、そういったこともございまして、軽米産とはうたいきれないというふうなことで東北産ホップ100%というふうに記載されておりますが、そういう表示に

なってございます。

○副委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。あとなければ、2款総務費、2項企画費に 入りたいと思いますけれども、ちょっと時間ですので、ここで10分間、2時まで 休憩します。

○副委員長(茶屋 隆君) 再開します。

きょうは3時をめどに終わりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、2款総務費、2項企画費に入る前に、この間の北海道の地震で姉妹町音更町の被害状況がどうだったかというのを総務課長のほうからご報告いただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 姉妹町音更町の地震の被害の状況ですけれども、発生 当日の朝、藤川副町長のほうから音更町の高木副町長のほうに連絡をとったところ、 音更町は、朝の時点ですけれども、停電の被害だけで、その他の被害は特に確認し ていないという回答をいただいたというふうなことでございます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 以上です。

[「ちょっと関連」と言う者あり]

- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 被害が一番大きかった厚真町、あれは内澤昭二元町長の時代のコブシ、厚真町もコブシの花を町花としている町でコブシサミットを開いて、お互いに交流し合うという形でたてぐし・こぶし公園に厚真町の看板と厚真町のコブシが残っています。それで何かの縁だというか、そういう音更町みたいな姉妹町ではないのですけれども、前沢は姉妹町みたいですけれども、やっぱり町としてのコブシの縁というのがずっとあると思うので、何か町としても検討してもいいのではないかなと思っていましたけれども、一応提案というか、申し上げておきたいと思います。寄附とか何かといえば、やっぱり交流がある町ですので、そのことを。
- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしくお願いします。

それでは、2款2項企画費、総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長(吉岡 靖君) それでは、主要施策の6ページをお開きいただきたいと思います。2項企画費ですが、(7)のところ、地域活動支援事業費補助金でございますが、単一行政区の補助率2分の1以内、複数行政区の補助率4分の3以内というのはこれまでと変わっておりませんが、補助対象経費等の一部見直し、あと一番下に自主防災組織の自主防災の取り組み支援ということで補助率100%、1

団体で30万円というふうなことを昨年度見直しを実施したところでございます。 事業費につきましては、記載のとおり1,014万円というふうなことでございます。

あと(8)番の協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金なのですが、これにつきましても昨年度見直しを実施し、これまでは2分の1以内、3年間というふうなことで支援してまいりましたが、昨年度見直しを行いまして、最初の3年間、あとそれ以降の3年間ということでスタートアップ事業あるいはステップアップ事業として位置づけたところでございます。スタートアップ事業につきましては、補助率を2分の1から3分の2以内にし、補助限度額を1事業当たり50万円、ステップアップ事業につきましては、補助率は3年目以降ということで補助率は3分の1以内としますが、1事業当たり30万円として補助しております。平成29年度はスタートアップ事業が3団体、ステップアップ事業が1団体というふうに助成しており、事業費としては117万3,000円となってございます。

企画費については、以上でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) それでは、町民生活課分、町民生活課総括課長、川島康夫君。
- ○町民生活課総括課長(川島康夫君) 5ページの下段になりますけれども、花いっぱい 運動の展開というふうなことで花いっぱいビューティ軽米推進コンクールを実施しております。昨年は29団体の申し込みがありまして、ハンギングプランター講習を実施しました。正面玄関を入っていただければごらんなれると思うのですが、花を生けた鉢植えをぶら下げられるようなバスケット、そういったものをつくる講習会でありまして、商店等の軒先等にずらっと並べられればいいのかなというふうにしましたけれども、なかなか普及しないでおります。

以上です。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。
- ○再生可能エネルギー推進室長(戸田沢光彦君) 再生可能エネルギー推進室ですけれども、ページ数は7ページでございます。(11)番の再生可能エネルギー発電事業推進専門員派遣業務委託料でございます。軽米町再生可能エネルギー発電の促進にによる農山村活性化計画に基づきまして発電事業者が町に提出する整備計画の審査業務を委託したものでございます。契約の相手方は、東北エンジニアリング、滝沢市の会社でございます。内容としましては、単価が1日当たり3万3,200円の19日分となってございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長(茶屋 隆君) 企画費について説明ありましたけれども、質疑に入りたいと 思います。質疑ありますか。ありませんか。

大村委員。

○8番(大村 税君) (8)の協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金でスタートアップ事業が3団体ということでご説明いただきましたが、この3団体はどういう団体でどういうふうな事業が行われますか。

もう一点は、ステップアップ事業の団体はどういう団体で、どういうふうな継続 事業、補助等するものかご説明願います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 大村委員のご質問にお答えします。

スタートアップ事業につきましては、還暦野球と軽米高校を応援する会、あとは 円子よさこいのイベントでございます。還暦野球につきましては、名のとおりなの ですが、還暦野球の人たちが集まってスポ少等との活動支援もしていくというふう なものでございます。軽米高校を応援する会については、軽米高校への入学を奨励 するような横断幕設置と、あと円子よさこいにつきましては、昨年8月の下旬だっ たと思いますが、軽米中学校でイベントを開催しております。

あとステップアップ事業につきましては、折爪岳麓にある湧口倶楽部の施設整備 に係る事業に対しての支援となってございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) ほかにありませんか。 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 7ページの町づくり交流推進事業、「ハイキュー!!」関連の事業だと思いますけれども、最近ちらほら軽米の人でないような人が歩いているなということを見受けていますけれども、この辺、町づくり推進事業として昨年もやって、ことしもやっているとは思うのですけれども、これを今後どうしたいと思っているか。現状がどれぐらい、現状としてどれぐらい把握して、事業、報告書は来ているとは思うのですけれども、これをただあそこでそのままにして、補助金、委託を上げているだけということなのか、この前何かイベントもやったようですけれども、これを今後どのように何か発展させていこうとするのか、何か今そのままになっているような気がしないでもないのですけれども、その辺どのようにお考えだったでしょうか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 町づくり交流推進事業につきましては、平成29年度で2年目となっております。まず町が直接的にかかわるのは、中村委員おっしゃったとおり案内所の設置と、あとは案内、ガイドとなっております。また、加えて「ハイキュー!!」のフォトロケーションとか、コスプレのファッションショーとか実施しているところでございます。昨年度で年間約1,300人の方がいらしており、外国人の方も200名程度含まれているというふうになっております。

今後どのように進めていきたいかというふうなお話なのですが、本来はアニメを活用したまちおこしというのが作者、出版者と協働、連携できてやっているところが多いようなのでございますが、なかなか集英社というのはその辺が厳しいところがありまして、なかなか積極的なご協力はいただいていないというような状況になってございます。

ただこの案内所あるいはその案内所を開設している団体の活動によって、初めて来た人ではなくてリピーターの方がかなりふえてきているようでございます。単に「ハイキュー!!」ファンというふうなことではなくて、そういった団体の方との交流を通じて軽米ファンになってきていただいている方も多くなっているというふうに聞いております。できればこれを、今はその団体中心の活動なのですが、できれば商工会の方々を含めまして、もっと町ぐるみの体制というのはもっと高めていければいいのかなと思います。ただいろいろ著作権等の絡みもありますので、対外的に大きなPRをしながらというのは現在のところ難しい状況でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 漫画につきましては、岩手県のほうでも文化スポーツ部を新たに 新設した中に漫画文化といいますか、漫画を広めようと強力に進めているというこ とを情報として聞いているわけですけれども、特にも達増知事がその辺に理解があ るということで、県の漫画文化というか、担当のほうとの連携とかというふうなの が今まで行われたのがあるのかどうかということをひとつお伺いしたい。

もう一つは、今お話を聞きますと、1,300人、すごい数だなということを感じるわけです。それにリピーターが多くてただ単なる「ハイキュー!!」だけではなく、軽米のファンということは、軽米に魅力を感じてきているということ。さっき冒頭で私採用試験で辞退者が多いということは、軽米に魅力がなくなったのではないかというふうなことを話したりしているのですけれども、地元の人間は軽米に魅力を感じなくても、ほかの人たちが魅力を感じると。その辺のところがちょっと一つのヒントになるのではないかな、軽米の魅力というのはどういうところにあるのか、私たち軽米に住んでいる者がちょっと見つけられないでいるところをそういうふうなほかから来た人がそういうふうな形で見つけて魅力を感じて何回も来てくれるというふうなこと、その辺とのやはりコミュニケーションの場というのが、例えば役場の職員等々でもあるとか、ただ来ているだけではなく、その辺の場つくりというのもあれば、少し新しいアイデアが役場の中でも出てくるのかなというふうにもよっと感じたのであれば、その辺も生かす必要があるのかなというふうにちょっと感じたわけですけれども、その2点についてちょっとお伺いします。

○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長(吉岡 靖君) まず県との連携の状況なのですが、平成28年度でありましたけれども、県のほうで軽米がそういったファンが多く訪れている状況というふうなことで、ぜひ軽米で漫画セミナーというものをやりたいということで8月に開催しております。昨年におきましては、盛岡になりますけれども、やはり漫画セミナーを開催する、軽米からもぜひ来てほしいというふうなことがありまして、町から3名出席し、軽米の取り組み状況をご紹介させていただいたところでございます。昨年のセミナーには、ちょっと大学の名称まではわかりませんが、そういったアニメを通じた町づくりというふうなことを進めている大学の教授がいらしておりましたけれども、そこでも集英社のほうの作品だということを申し上げましたところ、その大学の先生もちょっと集英社は厳しいよねというふうなことをお話しいただいております。

ただその中でも総じておもてなしという形でそういうふうなことをやっています というふうなことにつきましては、それはそれで大変すばらしいことではないかな というふうな評価をいただいております。

そのほか角川書店が主催しますアニメツーリズムの事業の中でファンが選ぶ聖地80選、そういうのを開かれましたが、ちょっと軽米町におきましては、諸事情がございまして、諸事情といいますか、いろいろありまして、漏れてしまったというふうな、ファンの応募は多かったようでございますが、入選にはならなかった。そういったことにつきましても県からはいろいろ情報提供いただきながら今はそういう状況かもしれませんけれども、今後も頑張って推進していきましょうというふうなことでご支援をいただきたいという姿勢をいただいています。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 魅力について、コミュニケーションとか、そういったもの、 役場……
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 先ほど魅力づくり、そして役場職員とのコミュニケーションというようなことがございましたが、先ほど申し上げましたとおり、これは私どもの考え方としては、どちらかというと役場主導でというよりは、商工会なり、民間主導でやっていただければいいのかなというふうに思います。おっしゃるとおり、リピーターがふえているというのは、この団体の方等を通じた地元の方々の対話、団体の方ではなくて、あと通りすがりの人たちのやさしいというふうな感想がアンケートで見えております。ですから、役場は役場としてできることを進めますが、主体のほうは商工会なり、そっちのほうに移していくような形で進展させていきたいというふうに考えております。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 私が言っているのは、事業どうのこうのではなくて、そういう状 況が今言ったようにアンケートの中で町の人たちが非常に親切にもてなししてくれ

るから軽米に魅力を感じているのだというふうなアンケート結果も出ていると。その辺の情報をきちっと役場の職員がみんなが共有するということが重要なことでないのかなと、そのことがすなわち自分の役場職員としての仕事に非常にプラスになるのだというふうなことを私は言いたかったのです。だから、それがすなわち職員採用試験であっても、軽米に魅力を感じるというか、そういうふうな町づくりがなされるかどうかというふうな部分につながるのかなというふうに私は感じる。その辺がちょっと欠如しているから、軽米に魅力がないのだということで採用試験でも辞退する人がふえているのかなというふうに考えられる。やはりいいことはいいこととして、ではどのように町づくりの中で、職務の中でやっていかなければならないかというふうなのをやっぱり職員が情報を共有していくという、その辺のところの何というか、組織の中でその辺取り入れていってほしいなというふうな希望だったのですけれども、言っている意味がわかりませんか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) その職員採用のところに触れられておりますけれども、 この採用の申し込みが少ないというのは軽米だけに限ったことではなくて、ほかの 市町村もそういうふうな状態になっております。公務員の見方がどう見られている かということもあるのかなというふうには考えております。

その中でもおっしゃるとおり、軽米の職員になってみたいというふうに思うことは大事かなというふうに思っています。あとは、職員でそういった軽米のファンになって、事実を共有しながらふだんの業務にも役立てるというふうなお話ですが、フォトロケーションとか、さまざまイベントをやっておりますし、あと軽米高校の文化祭のときには、また体育館を使ったショーイベント等も実施しております。そういったところにも役場職員のほうからの応援をいただきながらやっておりますので、その参加している人、職員は当然そのファンの熱烈さに驚いていると思いますし、そういったことを公に文書というか、情報を提供しなくても、そういった口コミでは職員の中でも情報を持てているのかなというふうに思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 大村委員。
- ○8番(大村 税君) 関連でお聞きしたいのです、所見をお尋ねしたいなと思います。 今いろいろとるる課長がお話になったように大変と「ハイキュー!!」の漫画は全国 的にファンがいて軽米に訪れると。これは大変我々としては、誇りとするものと思 ってございます。ただお話を聞くと、県で推し進めたとか、どこかの商店で推し進 めていると。それで載らなかったということではなくて、町長が言う三本柱の観光 産業の振興の一つとしてやはり取り組むべきだと、このように私は思いますが、い かがですか。

夏季議員大学の講師の方が、これは石川県なのだけれども、羽咋市というところ

の市なのだけれども、本当に棚田なところで、不便なところで仕掛けて大学生が体験ツアーに来たとか、それですごく地域が活性化されているのです。これは町で売り込んで来てもらっているのだけれども、幸いにして古舘さんの漫画が全国的に愛されて、ファンがふえているというのを町の観光産業として振興させるというような姿勢を強く持って進めてきたと私は思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、山本賢一君。
- ○町長(山本賢一君) 私もそういう気持ちは変わっておりません。そういうことでそういった方向で育てたいというふうなことで今こういうふうな事業を展開しておるわけであります。これもやはり多少時間かかると思いますので、こういった継続した取り組みの中でまたそういうふうな委員がおっしゃるような方向に持っていければと考えております。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 大村委員。
- ○8番(大村 税君) 思いとやろうとする気迫が見えてきて、大変頼りにするところでありますけれども、しからばその具体的な取り組み手法、方法論がどのようなものをお持ちか伺います。持っておられるか、持っておられるのだったならば、ご説明願えればと思います。ただ考えているとか、その思いはあるというのは、今までも何回も聞いておるのですけれども、一向に進行しないのはちょっと寂しいなというような思いで、その思いをいかに、どういった手法、どういった目標でこれから取り組んでいくかということをお考えをお聞かせ願いたいと、このように思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、山本賢一君。
- ○町長(山本賢一君) いろいろ手法もあるだろうし、またいろんな考えもありますが、 そういう中で、やはりいろいろ集英社との関係とか、いろんな関係の中で、今総合 的にこういうふうな流れになっております。今後ともまたいろいろ検討はしなけれ ばいけないと思いますが、いずれ気持ちというか意欲は十分持っているつもりでご ざいます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 大村委員。
- ○8番(大村 税君) 一生懸命これから思っていてもまだ出てこないというふうな形に 捉えているのですけれども、早くやはり表面に出して、本気になって取り組んでい ただきたい、このように思います。そのためには、やはり大学のほうにPRして、 生活体験どうですかというようなのを石川県の、これは本当にちっぽけな地区で、 役場の職員が先頭になって、また行政がその課を設けて、その活性化に取り組んで いるというようなことをこの前講演でお聞きしたところでございますので、それを 参考にして今言わせていただいているところでございますので、その辺をまず東京

の大学とか、まずこの間も京都大学の音楽とか、あるいは東京多摩の音楽が軽米に来たけれども、そういった方々に軽米は「ハイキュー!!」の聖地だというようなことで生活体験いかがですかというようなのをやはり町でも仕掛けて、PRして、その人たちが来て、それがまた声がけをして軽米の町の魅力が誕生するというような私は思いでございますので、その辺についてもこれからの進行をもっとスピーディに取り組んでほしいと思いますので、お考えがあったならば、お願いします。

以上です。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 町長、山本賢一君。
- ○町長(山本賢一君) 十分参考にさせていただいて進めてまいりたいと思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 舘坂委員。
- ○6番(舘坂久人君) 「ハイキュー!!」のことでちょっと総務課長にお聞きしたいのですが、集英社も厳しくて何か思うようにできないというような趣旨の発言をしましたが、どのように厳しいのか、どういうふうなのが厳しいのか、ちょっとその辺をお知らせいただければ。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) まず集英社の姿勢として集英社にかかわる作品の作者 の出身地は明らかにしないというふうな姿勢がございます。そしてまた、「ハイキュー!!」という漫画につきましては、その舞台は宮城県というふうになってございます。そういうことを考えると「ハイキュー!!」の作者が岩手県内というのは明らかになっているのですが、軽米町出身というのは集英社として公表していませんよ。しかも舞台が宮城県なので、軽米は何も集英社としては関係がない場所というふうなことの考えというふうなことです。

ですから、町としても軽米が聖地ですよとか、積極的に内外にアピールといいますか、PRしていくことは難しい。そこで作者が軽米の出身で軽米町が本当に聖地ですよというのをアピールしようとすると、集英社のほうから何かしらペナルティーを課されるかもしれないというふうなことでございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 副町長、藤川敏彦君。
- ○副町長(藤川敏彦君) おととし私「ハイキュー!!」のこれに関して、ぜひ振興したい ということで町の活性化につなげたいということで集英社に行ってまいりましたの で詳しくわかりますので、その辺についてご説明させていただきます。

先般NHKでもジャンプ、集英社の漫画に対する、あと集英社と作者とのかかわり合いということで1時間ぐらいの番組がありました。私、興味深く見ましたけれども、内容は、いかに作者と集英社が一体となって、編集者、担当の人がついて、そしてその人を青田買いして育て上げるというふうなことで、物すごく作者の力量そのものもありますけれども、一から今まで育てるまでの段階、こういった段階を

踏んで今があるというふうなことで物すごい力を持っております。簡単に言いますと、関係がございます。関係というか著作権です。それは半分ずつ持っているというふうなことでございます。作者半分と集英社半分ということで、どちらかというと結構社側の力が結構強いのかなというふうに感じております。そういったことで行って折衝してまいりました。

ただなかなか、実は集英社のほうで以前「黒子のバスケ」というので問題になったことがございまして、作者の出身地がばれて明らかになって、それに対して人的な被害はなかったのですが、ちょっと被害が出たというふうな、おどしとか、そういったものがあったということで、もう集英社としては、一切そういった地域に対していろんな形での公表とか、この地域で活用してもいいとか、そういうことは表だっては言えない。では、私たち文書で出しますからお願いしますと言ったら、もう完全に出した時点ではねられたと、上のほうから。そういった強い姿勢で臨まれております。

ただやはり私たちとしては、来た人たちに対しての利便性を図りたいという思いがございました。来た人が、さっぱりこの町に来ても、皆さんが質問なさるように、さっぱり活用されていないというのは、町にとって物すごくイメージダウンだというふうに考えております。そういったことで最低限度の案内図のものだとか、あと何か活用させてくれないかということで非公式にはある程度のものはいいですよ、それは担当者レベルの話です。そして、こういったもの、貼り付け用の例えばキャラクター、これは使ってもいいですよか、そういったことは非公式ですが、言われております。

そういったことで本当に「ハイキュー!!」を利用していろんなことを仕掛けたいということなのですけれども、社としての巨大な、集英社としての出版界の中でも巨大な組織、会社でございます。なかなか現実的には難しいのかなと。ただやれる範囲ではやっていきたいというのが今の私たちの考えですし、役場の姿勢でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 舘坂委員。
- ○6番(舘坂久人君) 説明はよくわかりましたが、やはり町民サイドからすれば、「ハイキュー!!」はやっているというのはわかるのですが、今同僚委員がお話ししたように、ではここからどういうふうに持っていくのかというふうなお話があったわけですが、やはり町民もやっぱりもう1ステップ、大々的にもっとできないのかというフラストレーションというか、そういうのが結構たまっている人たちが結構いるわけです。ですから、今副町長の話で交渉もしているのだと、なかなかうまくいっていないというふうな説明をいただきましたが、集英社のほうが厳しいということ

は十分わかったわけですが、しからば著作権の話も出ましたが、著作権をある程度払っても、どれぐらいかかるのか、どの程度までやればどのぐらいになるかというふうなことがあるかもしれませんが、やはりそういった著作権のほう、軽米はこれでいくのだというのであれば、大いにそういった踏み込んだ著作権を払ってもやっていくべきではないのかなと。そういった著作権の交渉というか、額とか、それを聞いたことはありますか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 副町長、藤川敏彦君。
- ○副町長(藤川敏彦君) 著作権そのものを買い取るというのは大変なことなわけです。 聞いておりません。フィフティ、フィフティ持っておりますので、その半分、どの ぐらいの著作権かどうかというのも聞いておりませんし、多分、多分というのも失 礼な話なのですけれども、聞きもしないで。それくらいのもののお金を出せるかと いうと、到底私は無理だというふうに思います。

あとそれを生かしていろんなことをやってみたら、いろいろ考えたらいいとか申しますけれども、目いっぱい考えた末が今の形でございますので、今後委員の皆様、いろんな方法論がありましたならば、ぜひ私たちのほうにお知らせしていただければ、考えたいというふうに思います。これを使って最低限度の今の流れの中で目いっぱいのことはしておるというふうに思っております。

○副委員長(茶屋 隆君) ほかに。

中村委員。

○2番(中村正志君) 地域活動支援事業費補助金についてですけれども、昨年度年度途 中で大きな補正をされたように記憶しております。やはり今各行政区、町内会等で は、かなりこれを当てにしてきているなと、私も町内会にちょっとかかわっている 者として非常に大きな資金としては頼りにしている部分ですけれども、ただあると きは満額補助金出してもらったりして、あるときは予算がもうこれくらいしかない からこれで終わりとかというふうなこともないわけではないような気がしたり、い ずれこれのスタートといいますか、予算措置のスタートが遅いのではないのかなと。 予算措置のスタートというのは、当初予算でやっているかとは思うのですけれども、 各町内会で助成金の説明が10月あたりになって来年度の計画でこういう事業があ るから、計画を12月中にはつくっていただいて、要望等を12月中、1月中に出 してもらって、それに合わせた形で予算措置をしますよというふうな流れをつくる べきではないのかなと。やはり各町内会の総会等も2月、3月にはほとんど終わっ ている状況だと思います。であれば、町内会等でももう予算案等をつくって、その 後にこのあれが来て、その後にまた新たな要望等も出たりすると、あれどうしたら いいかなというふうな話も出たりしているようですから、結構町内会等も計画的に 年度の予算執行をするために、役場もそういう指導を含めながら役場の予算の流れ

はこういうふうになっているから、その前に計画を早く立てて要望してくださいよというふうな流れをつくるべきではないのかなと。なぜならば、去年の補正のときに予算がない状況の中で補助金を決定したというふうな話もちらっと出たような気がしたりして、それはあり得ないことではないのかなというふうなことをちょっと感じたので、スムーズな予算執行をするために何かその辺、ちょっと流れを変えたほうがいいのではないかなというように私感じておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) まず昨年予算がない中で交付決定したのではないかという話ですが、地域活動支援事業費補助金の枠は超えたのですが、その中に同じ科目が節内に協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金等の予算がございます。ですから、同じ節内での運用として全体の予算として間に合うということでそういうふうな手続を踏ませていただいた経緯がございます。本年度におきましては、やはり青天井という言葉がいいかどうかわからないのですが、やはり当方としてもある程度やっぱり予算規模をもって、その中で運用していくべきではないかというふうなことで今年度はそういうふうな運用をしているところでございます。地域の総会が行われるのは、大体2月の上旬から3月の下旬、恐らく地域で要望を決定するとしても、その時期になるかなというふうに思います。そうすると、当初予算の編成には当然時期として間に合わないというふうなことになると思うのですが、金額的なところについては、当面の間本年と同じような形で運用していきたいというふうに思います。

ただあらかじめその事業を年度前に取りまとめてはどうかというふうなことなのですが、その辺については、ちょっと参考意見として承って、当然まだ役場の予算措置というのは、年度ごとというふうなことがあって、正規の手続という形ではとれないと思うのですが、全体の金額を事前に把握してというふうなことでは、そう考えてみたらいいのかなというふうに思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) ほかにありませんでしょうか。 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 企画費のほう、再生可能エネルギー推進室の関係でお聞きしたいと思います。メガソーラーの進捗状況の中で3月定例会に出したやつと6月定例会というか、その後に出したやつで高家の事業面積、発電量とかパネル量は同じですけれども、事業面積がずっと小さくなって、今進捗状況調べの用紙が手元にないものですからあれですけれども、発電量とかパネルの設置とか何かの数が変わらなくて、そして事業面積が急激に圧縮されたように私記憶しているのですけれども、

その理由についてお伺いしたいと思います。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。
- ○再生可能エネルギー推進室長(戸田沢光彦君) 高家のメガソーラーについては、確かに委員おっしゃるように、3月と6月の部分で発電量、それから事業面積が変わってございます。事業面積が変わったというのは、当初大変広い面積、230ヘクタールぐらいだったと思うのですが、それが67ヘクタールになったと記憶してございますが、理由は、埋蔵文化財の区域に当たるということで、それらを避けて計画をするということでございます。パネルについては、若干枚数等は、若干というか、出力についても40メガワットから36メガワットに変わってございます。以上でございます。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 私まだ資料を手元に準備してないものですから、記憶だけで質問するのあれですけれども、面積が半分以下というか、すごく事業面積が縮小されてパネルとか発電量については、ほとんど変わっていない。今の理由は遺跡の関係でということですと、ちょっと過大な事業面積だったのかと、何かつじつまがちょっと合わないのではないかなと思うのですが、まだ特別委員会の時間がありますので、私も資料を改めて持ってきてお聞きしますけれども、大体事業面積と完全にスライドするわけではないと思うのですけれども、ほとんどは発電、パネル量とか、発電量が同じ比例してスライドするはずだと思うのですが、その辺について、ちょっともう少し詳しく説明をお願いします。今でなくていいですけれども。
- ○再生可能エネルギー推進室長(戸田沢光彦君) ちょっと時間をいただいて、調べてからお知らせします。
- ○副委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。
- ○12番(古舘機智男君) はい、いいです。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 企画費なければ、3項徴税費に入りたいと思いますけれども ……

[何事か言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) 3項、4項、戸籍住民基本台帳費、5項選挙費、6項統計調 査費まで一緒に一括して質疑を受けます。

〔「説明」と言う者あり〕

- ○副委員長(茶屋 隆君) 説明あれば。6項、統計調査費。 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 7ページをごらんいただきたいと思いますが、(2) の就業構造基本調査の実施、これが委託統計調査費、決算書のほうではそういうふうになってございます。経費については35万2,000円、5年に1度実施され

るものでございます。 以上でございます。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 統計調査の関係なのですけれども、ちょっと私不勉強であれなのですが、毎年かるまい広報に意識調査みたいなの載っていますけれども、この場合は、調査員96人、年額1万4,500円で139万円かけてというのは、これは毎年やっている事業なのか、それとも通常のやつでなく何年かに1回やるような調査なのかまず一つお聞きしたい。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 町民意識調査につきましては、毎年実施している調査 でございます。これは、町が実施している調査でございます。

[「公表している、結果」と言う者あり]

- ○12番(古舘機智男君) 毎年公表されるのだけれども、こんなお金をかけて毎年……
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) 結果については、かるまい広報でお知らせするほか、 ホームページのほうでも公表しております。それで、報酬については、調査員の報酬というのは、町民意識調査だけの報酬ということではなくて、年間の報酬という ふうなことでございます。
- ○12番(古舘機智男君) 等がついているから、わかりました。
- ○副委員長(茶屋 隆君) ほかに、古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) 今手元にあるのは成果品というか、広報に載るのは概要版、 成果品の全文がネットで見られるという形になっているのですか。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 〇総務課総括課長(吉岡 靖君) 全文が載っているはずでございますが、確認の上でお答えしたいと思います。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 古舘委員。
- ○12番(古舘機智男君) その中で、私概要版もよくかるまい広報を見ていませんけれども、例えばその年によって町民の特徴的な設問項目というもの、一定の統計上を見るには共通項目が当然主体になると思いますけれども、そういう中で年度年度によってやっぱり状況の新しい項目というか、視点が違う調査の仕方とかという形で設問事項を検討してやっていて、やっているとしたら、どこがその設問事項、新しいというか、その時点での検討されてやっているか。結構町民の意識調査、年によって角度が違う部分もありますし、それによって統計資料として比べるというのも大事な点もありますし、特徴的な捉え方もありますし、その辺の調査のやり方については、どのような形になっているのか、調査項目を。

- ○副委員長(茶屋 隆君) 総務課総括課長、吉岡靖君。
- ○総務課総括課長(吉岡 靖君) まず町民意識調査の調査項目の構成なのですが、大ざっぱに言うと、定例的なものと、あとはその年々で別なテーマを設定させていただいて実施しております。定例的なものについては、例えば施策の関心事は何にあるのか、例えば買い物はどちらでしますかとか、そういったものでございます。ただその定例的なところにも毎年検討を加えまして、ここ数年では職員の接遇に関する調査項目を掲載しておりますし、今年度につきましても、ちょっと具体的にどれというのはあれですけれども、1項目加えております。あとは、その年ごとに異なるテーマですけれども、平成29年度のテーマですと、かるまいテレビと出張所の民間委託というような項目で調査しております。
- ○副委員長(茶屋 隆君) ほかにありませんでしょうか。 中村委員。
- ○2番(中村正志君) 選挙費がこの中に含まれているようですので、選挙のことでちょっとお伺いしたい。私も再三軽米の24投票所を統廃合するべきではないかと要望したりして、何か選挙管理委員会のほうでもその協議をいつかしたというふうな話もあったようですけれども、来年度はそれこそ町議選、県議、県知事、参議院という選挙がメジロ押しになるわけですけれども、その辺の投票所の統廃合についての協議はどの程度進んでいるのか現状でお知らせいただければ。
- ○副委員長(茶屋 隆君) 選挙管理委員会事務局長、吉岡靖君。
- ○選挙管理委員会事務局長(吉岡 靖君) 投票所の再編については、まだちょっと具体的に来年度から実施するとかまではちょっと言えない状況です。ただ今行っているのが投票所の再編を行った団体から調査書をお願いいたしまして、どういうふうな手だてをとったか、そういったことを今調査して取りまとめ中でございます。今後その分析に入って軽米町としてできる手立てを、単に投票所を統廃合するだけではなくて、投票手続等何かしら改善を加えられるところがないか、その辺も含めながら検討してまいりたいと思っております。
- ○副委員長(茶屋 隆君) ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長(茶屋 隆君) なければ、5分ぐらい早いようですけれども、きょうは2款 総務費を終了して、あした3款民生費からやりたいと思いますけれども、きょうは これで終わってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長(茶屋 隆君) それでは、あしたの午前10時まで休会とします。

◎散会の宣告

○副委員長(茶屋 隆君) 本日は終了します。

(午後 2時55分)